

尼崎市障害者計画関連事業等一覧

令和4年度（令和3年度決算分）

【～本資料の取扱いについて～】

尼崎市障害者計画の進捗管理や評価を行う『評価・管理シート』の作成や専門分科会等において意見を聴取するにあたって、本計画に関連する事業や取組を一覧にまとめたものであり、参考資料として取り扱うこととする。

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 会員	基本施策 施策の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名												
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																													
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																													
基本施策1: 保健・医療																													
① 公的 医療 費助成 制度の 実施	●障害のある人の身体等の状態を軽減するための医療や、慢性疾患にかかっている子どもの健全な育成を図るための医療について、医療費の助成を行うとともに、一層の制度周知を図ります	中事業 小児慢性特定疾病対策事業費(小児慢性特定疾患医療費支給事業)			<p>・子どもの慢性特定疾病的うち、国が指定した疾患の治療に係る医療費一部を公費で負担し、保護者の負担経済を図る。公費負担にあたっては、小児慢性特定疾患審査会を設置し、審査の結果、医療費受取者証を交付する。</p>	-	<p>・平成27年の法改正により、対象疾患が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。</p>	維持(継続)	<p>・法定事業のため、今後も継続して実施する。</p>	●	(08-2-(5) (健康支援))	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課																
	中事業 自立支援医療等事業費(更生医療)				<p>・更生等に必要な医療費を給付することにより、障害を除去・軽減または日常生活を容易にすること等に資する。</p>	令和3年度実績:5,970件	-	維持(継続)	-	●	(06-1-(1) (障害者支援))	障害者計画	障害福祉課																
	中事業 自立支援医療等事業費(育成医療)				<p>・身体に障害のある児童又はそのまま放置する上将来障害を残すと認められる者がいる児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって効果に期待できる場合、その障害の除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。</p>	令和3年度実績:157件	-	維持(継続)	-	●	(06-1-(1) (障害者支援))	障害者計画	南部地域保健課																
(1) 医療・リハビリテーション	中事業 重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成事業費				<p>・訪問リハビリーションに要した総額から、訪問リハビリ料利用料として支給される額から10%の10%に相当する額を控除した額を助成する。</p>	-	<p>・令和2年2月に「兵庫県立障害児者リハビリーションセンター(あまがさき)」が市内に開設され、訪問リハビリの実利用者数は増加傾向にあり、重度身体障害児者の経済的負担の軽減を図るために、安定した在宅生活の促進を図ることができた。</p>	廃止	<p>・本事業による助成は令和3年6月利用分までとし、令和3年度をもって事業を廃止した。</p>	●	(06-1-(1) (障害者支援))	障害者計画	障害福祉課																
	中事業 在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費				<p>・訪問看護に要した総額から訪問看護養成費として支給される額及びその他の給付金を控除した額から、訪問看護に要した総額の100分の10%に相当する額を助成する。</p>	-	<p>・本市においても、訪問看護の実利用者数は増加傾向にあり、重症心身障害児(者)の経済的負担の軽減を図ることにも、安定した在宅生活の促進を図ることができる。</p>	廃止	<p>・在宅医療のニーズの高まりを受け、近年、全国的に訪問看護事業所数やその実利用者数も増加傾向にある。</p>	●	(06-1-(1) (障害者支援))	障害者計画	障害福祉課																
② 地域の医療体制等の実施	中事業 障害者(児)医療費助成事業費				<p>・一定の所得を下回る身体障害者1級から3級、知的障害者1050以下及び精神障害者1級・2級の市民に対する医療保険または高齢者医療保険による医療費のうち医療費の自己負担分の一部または全部を助成する。</p>	-	<p>・1件当たりの医療費助成額は概ね目標値を維持しており、受給者が負担すべき額を抑えられることができ、本人またはその家庭の満足度につながった。</p>	・医療費助成制度の内容が複雑であることから、市民や医療機関に対してわかりやすい説明に努め、制度への理解が深まるよう工夫しながら取り組んでいく必要がある。	維持(継続)	<p>・医療費を助成することにより、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう、今後も事業を安定的に継続させていく。</p>	●	(06-1-(1) (障害者支援))	障害者計画	福祉医療課															
	中事業 結核・精神医療付加金				<p>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第3条の2、精神疾患の日常生活及び社会生活に於ける医療助成のための法律(障害者医療費助成事業費)について、経済的負担を軽減するとともに、医療機関に受診することを促進する効果があると考えている。</p>	-	<p>・本事業の実施により、結核又は精神疾患の罹患者の日常生活及び社会生活に於ける医療助成のための法律(障害者医療費助成事業費)について、経済的負担を軽減するとともに、医療機関に受診することを促進する効果があると考えている。</p>	維持(継続)	<p>・結核患者に係る給付は、一定の件数をもって推移しており、精神障害者に係る給付については、増加傾向にあることから、被保険者の福祉の向上に寄与するための事業として維持する必要がある。</p>	●	(08-2-(5) (健康支援))	国保年金課																	
●障害のある人が身近なところで安心して医療を受けられるよう、地域の総合病院(兵庫県立尼崎総合医療センターなど)や診療所など医療機関との連携や情報共有を進め、医療関係者に対して障害への理解促進を図るとともに、地域の医療体制の充実に取り組みます。	中事業 尼崎口腔衛生センター事業補助金				<p>・心身障害者(児)歯科診療、休日急患歯科診療、予防接診業務及び障害者歯科診療や拠点医療下支援に係る歯科医師等の人材育成に必要な経費の補助を行う。</p>	-	<p>・令和2年4月から尼崎市歯科医師会が新たな運営者となる中、2年内にスムーズに事業運営を行なうことができた。</p>	維持(継続)	<p>・尼崎市歯科医師会とともに事業運営全般について、初年度を経え、新たな研修生の確保等、新たな課題も見えたことから、より効率的・効果的な事業展開となるよう、見直ししていく必要がある。</p>	拡充	●	(08-3-(2) (健康支援))	地域いきいき健康 プランあまがさき	保健企画課															
	中事業 障害者自立支援制度支給関係事業費(あまがさき部会(医療的ケア児部会))				-	-	-	維持(継続)	-	●	●	06-1-(1) (障害者支援))	障害者計画	障害福祉政策担当															
その他 取組	医療的ケア児等関係業務				<p>・南北保健福祉センター(基幹相談支援センター)に配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、地域の医療機関や関係機関、行政(窓口担当)等と連携し、医療的ケアを必要とする児童への調整等業務を行う。</p>	-	<p>・地域の医療機関等との連携を進めため、医療的ケア児等コーディネーターが対象者のリスト管理や自宅訪問による生活状況の把握(20名)を進め、他、相談支援や生活介護の事業所ネットワーク会議に係り、支援機関等とのカンファレンスに積極的に参加し支援にあたった。</p>	維持(継続)	<p>・コロナ禍により決してない「医療的ケア支援部会」に、新たに各支援部会に加えて、「医療的ケア支援部会」を設け、現在の支援体制や状況等を基に、病院や診療所、訪問看護ステーション等と必要な支援やサービス提供体制等について協議を進めるとともに、各サービス事業所のネットワーク会議等において、それら支援状況や地域の医療機関等との情報を共有する場を積極的に設けていくことで、地域の保健医療体制の充実につなげていく。</p>	●	06-1-(1) (障害者支援))	障害者計画	障害福祉計画	南北障害者支援課 障害福祉政策担当															

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基盤 運営 会議	施策の 方向性	取組項目	取組内容(第4期)		中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																	
			事業 その他	事業名(取組名)																																
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																				
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																				
基本施策1: 保健・医療																																				
③ リハビリテーションの充実																																				
(1) 医療・リハビリテーションの充実	●障害の状況に応じた効果的な治療・訓練が提供できるよう、身体障害者福祉センター(自立訓練(機能訓練))におけるリハビリ教室、訓練講座の開催等を行うとともに、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター)や地域の訪問看護ステーション等との連携により、在宅におけるリハビリーション体制の充実に取り組みます。	中事業	身体障害者福祉センター指定管理(自立訓練(機能訓練))	・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業の自己の促進等のための機能訓練	-利用者の自定、職場等でのサービス管理責任者や療法士が向き、より生活に沿ったリハビリを行った。またサービス終了後に生活の質が低下しないよう、地域サービスと連携し、切れ目のないリハビリや、生活の充実をサポートできるよう、本人や家族との面談の機会をもつた。 -8月から実施された本館2階の工事のため、歩行訓練など通常のサービス提供がしにくいため、改修工事やコロナ禍において、事業の縮小や利用期間、参加人数の制限等を余儀なくされているが、徹底した感染予防策を講じながら、可能な限り、利用者が増加するよう、協議を進めいく。 -感染予防策が徹底したガイドラインに従って改定するとともに、外出を控えている利用者が施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。	-引き続き、コロナ禍において、事業を継続しなければならぬため、感染状況に留意しながら、利用者の自定、安否確認を行うとともに、外出を控えている利用者に社会参加等の促進ができるよう検討する必要がある。	維持(継続)	-改修工事やコロナ禍において、事業の縮小や利用期間、参加人数の制限等を余儀なくされているが、徹底した感染予防策を講じながら、可能な限り、利用者が増加するよう、協議を進めいく。 -感染予防策が徹底したガイドラインに従って改定するとともに、外出を控えている利用者が施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。	-	-	-	-	-	06-2-(3) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																				
		その他取組	医療的ケア児等関係業務	・南北保健福祉センター(基幹相談支援センター)に配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、地域の医療機関や関係機関、行政(窓口担当)等と連携し、医療的ケアを必要とする児童への調整等業務を行う。	-地域の医療機関等との連携を進めため、医療的ケア児等コーディネーターが南北保健福祉センター(AGMC)や訪問看護ステーションなど関係機関とのカンファレンスに積極的に参加(13回)し、退院後からの円滑な支援につなげたほか、相談支援・医療介護の事業所ネットワーク会議に南北保健障害児者リハビリーションセンター(あまりハ)を招くことで、リハビリ事業の商知を図ることができた。	-	維持(継続)	-コロナ禍により休止していた「医療的ケア児支援部会」に、新たにあまりハをメンバーに加えて再開し、各機関の支援体制・内容やその後の課題等について協議を進めることとともに、各サービス事業者ネットワーク会議等において、それら支援状況や他の医療機関等との情報共有の場を積極的に設けていくことで、地域の保健医療体制の充実につなげていく。	-	-	●	06-1-(1) (障害者支援)	障害者計画 障害福祉政策担当	南北障害者支援課 障害福祉政策担当																						
(2) 医療・相談支援の充実	●精神障害のある人が可能な限り地域において支援が受けられるよう、保健・医療・福祉関係者等のほか、当事者やその家族が参加する精神障害者に対する対応において包括的システムの構築推進会議を定期的に開催し、支障状況や地域課題について協議・検討を行います。また、保健・医療・福祉サービスや地域相談支援(地域移動支援・地域定着支援)・自立生活支援等の提供体制の充実を図るなど、精神障害も含む了した地域包括ケアシステムの構築を進めます。	中事業	精神保健事業費(地域精神保健福祉対策強化事業)	・指画入院患者に対し、退院に向けた支援を定期的に行なう。また、退院後もチームで定期的に連絡し、支障状況や地域課題について協議・検討を行います。 -指画入院中の患者が退院後も継続的な支援を受けるよう、就業支援センター(派遣)、ピアソポーターの育成、支援者へ研修を実施。	-精神障害の有無や程度に問わらず、誰もが地域の一員として安心して暮らしやすい暮らしができるよう精神障害者に適応した地域包括ケアシステム構築推進会議を開催。当事者・医療・福祉等の各々が所有するすることで課題の洗い出しを行なう。 -指画入院中の患者が退院後も継続的な支援を受けるよう、就業支援センター(派遣)、ピアソポーターの育成、支援者へ研修を実施。(R3支援対象者1名)。	-推進会議において、地域社会資源や精神障害者の現状の課題について「共有を行っているが、退院後も日常生活における課題についても共有している」として意見交換を行なう。 -市内に精神科病院等がない実情を踏まながら、医療機関や地域での支援機関との連携のあり方も含めて検討を行う必要がある。	維持(継続)	-長期入院患者の退院ならびに地域定着を推進するため、医療・地域・行政が重層的に連携した支援を行っていく。	-	-	●	08-2-(5) (健康支援)	地域いきいき健康プラン あまがさき	疾病対策課																						
		中事業	精神保健事業費(精神保健事業)	・精神障害者の社会復帰を目的として、適切な日常生活指導及び訓練・グループ活動を実施する(スポーツ・レクリエーション・語り療養・絵画・作品づくり・ミニゲーム等)。 -相談・啓発の実施(精神保健相談、精神障害者家族教室、講演会「こころの健康のつどい」等)	-<グループ活動実績>令和元年度:130回 実50人 令和2年度:64回 実24人 令和3年度:63回 実32人 <精神障害者家族教室実績>令和元年度:44回 実10人 令和2年度:36回 実10人 令和3年度:39回 実10人 -各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務が増加しているが、適切・迅速に付与することができた。	-<グループ活動実績>令和元年度:130回 実50人 令和2年度:64回 実24人 令和3年度:63回 実32人 <精神障害者家族教室実績>令和元年度:44回 実10人 令和2年度:36回 実10人 令和3年度:39回 実10人 -各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務が増加しているが、適切・迅速に付与することができた。	維持(継続)	・対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務の効率化に努める。	-	-	●	08-2-(5) (健康支援)	地域いきいき健康プラン あまがさき	疾病対策課																						
		中事業	精神保健事業費(精神保健事業)	・精神障害者の社会復帰を目的として、適切な日常生活指導及び訓練・グループ活動を実施する(スポーツ・レクリエーション・語り療養・絵画・作品づくり・ミニゲーム等)。 -相談・啓発の実施(精神保健相談、精神障害者家族教室、講演会「こころの健康のつどい」等)	<グループ活動実績>令和元年度:130回 実50人 令和2年度:64回 実24人 令和3年度:63回 実32人 <精神障害者家族教室実績>令和元年度:44回 実10人 令和2年度:36回 実10人 令和3年度:39回 実10人 -各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務が増加しているが、適切・迅速に付与することができた。	-<グループ活動実績>令和元年度:130回 実50人 令和2年度:64回 実24人 令和3年度:63回 実32人 <精神障害者家族教室実績>令和元年度:44回 実10人 令和2年度:36回 実10人 令和3年度:39回 実10人 -各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務が増加しているが、適切・迅速に付与することができた。	維持(継続)	・対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務の効率化に努める。	-	-	●	08-2-(5) (健康支援)	地域いきいき健康プラン あまがさき	疾病対策課																						
(3) 理解・知識の普及等	●当事者やその家族、関係団体など様々な視点から相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズにも対応できるよう支援体制の充実を図ります。	中事業	ひきこもり等支援事業	・ひきこもり等で支援に拒否的であったり、問題に気づいていない当事者に対し、信頼関係を構築するため、継続的な訪問支援を行い、必要な支援機関につなぐ。	-ひきこもり等により自ら相談に来ることが困難な人々への支援のため、ユース相談支援事業等に対する情報提供、自殺に伴う専門相談の実施等。 -一般市民に自殺予防及び自殺に伴う問題の普及を行うこと。 -思春期の自殺問題に対する知識の普及を行うこと。	-新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による経済的な問題に埋もれがちなひきこもり等の課題を見出し、よりきめ細やかな対応を行うことが必要である。	新規	-ひきこもり等の相談によりきめ細やかな対応を行うため、プロポーシナル方式により、民間の知識を活用した適切な事業を実施していく。	-	-	●	05-2-(1) (地域福祉)	地域福祉計画	南北福祉相談支援課																						
		中事業	精神保健事業費(自殺対策強化事業)	・自殺対策に基づき、教育委員会やいしゃあ等と連携して、住民・住徒や保護者、教員に対して精神保健に対する情報を広げることなどを、取組を強化実施できる。 -自殺リスクに気づき、自殺危険を持つ人達に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教育委員会等に対してゲートキーパー研修を行った(9回実施、26人参加)。 -思春期の自殺問題に対する知識の普及を行うこと。	-自殺対策計画に基づき、教育委員会やいしゃあ等と連携して、住民・住徒や保護者、教員に対して精神保健に対する情報を広げることなどを、取組を強化実施できる。 -自殺リスクに気づき、自殺危険を持つ人達に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教育委員会等に対してゲートキーパー研修を行った(9回実施、26人参加)。 -思春期の自殺問題に対する知識の普及を行うこと。	変更(新規・拡充・行革)	-自殺対策計画に基づき、自殺による死亡率の低減のため、引き続き教育委員会やいしゃあ等と連携して、児童・生徒や保護者、教員に対して精神保健に関する研修を行うなど、取組を強化し、実施する。 -研修や相談窓口カード等による啓発を実施する。 -「アース対応を迅速に進めるため、連携シートの活用方法や関係部署間の役割分担について統一的に協議を進める。」	-	-	●	08-2-(5) (健康支援)	地域いきいき健康プラン あまがさき	疾病対策課																							

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 指 標	基本施策		取組内容(第4期)	中非課 その他の 取組	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策1: 保健・医療																																		
健へ 対し 策 応する 施 保	急③ 療 病 科 の 科 対 応	●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実に努めます。	その他 取組	精神科救急の活用	—	—	・兵庫県の実施する精神科救急制度を活用しながら日中から夜間にかかる受診支援について実施した。	・精神科救急に至らないためにも早期に支援につながる必要がある。	維持(継 続)	・休日・夜間にについては兵庫県の実施する精神科救急制度を活用するとともに精神科救急に至らないよう早期に相談支援を行っていく。								疾病対策課																
(3) 難病等に対する施策	医療・ 相談 支援の充実	① ●難病患者やその家族等が抱える日常生活上での悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上に取り組みます。また、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県難病相談センターなど)や医療機関と連携を図るなどし、難病患者の地域生活への支援に努めます。	中事業	難病対策事業費	・難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する進込窓口業務を行います。	・委託先と連携し、当事者が主体となった電話相談や会場での相談会を実施する予定であったが、電話相談は実施したもの、コロナ禍の影響により予定していた相談会等を中止した。その結果、昨年度に引き続き、当事者・家族等とつながることが出来なかった。	維持(継 続)	・難病の受取者証交付者数は増加しており、引き続き委託先と連携し、相談会等を実施する必要性があることから、ZOOM等での開催について検討したが、参加者からはパソコン操作が苦手なことから、対面での開催を希望される声があった。			●	08-2-(5) (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課																				
		中事業	小児慢性特定疾患対策事業費(小児慢性特定疾患児童等自立支援事業)	・小児慢性特定疾患児童等とその家族について、適切な療養の確保や情報の提供等の運営を図ることで、児童等の健康の保育増進及び自立の促進を図ることとともに、小児慢性特発性疾病児童等自立支援員を設置し、各種支援策の利用計画の作成、開催機関との連絡調整等を実施することにより、自立・就労の円滑化を図る	・令和2年度に引き続き、自立支援事業の委託先であるNPO法人チャイルドケモニアスと連携し、難病を抱える児童やその家族に対して、療養生活を自立・自立化した相談支援などをを行うとともに、ZOOM等での開催を図ることにて、市町村及び西宮市も交わした会議の場で各都市の事例共有や意見交換を行った。	維持(継 続)	・法定事業のため、今後も継続して実施するが、事業の認知を広めるため、各申請窓口に自立支援事業のチラシの設置、市報やホームページによる広報に引き続き努める。			●	08-2-(5) (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課																					
	理解・ 等、 知識の 普及	●当事者やその家族、関係団体など様々な視点から相談支援を行っており、個別の内容や幅広いニーズにも対応できるよう支援体制の充実を図ります。	中事業	難病対策事業費	・難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する進込窓口業務を行います。	・委託先と連携し、当事者が主体となった電話相談や会場での相談会を実施する予定であったが、電話相談は実施したもの、コロナ禍の影響により予定していた相談会等を中止した。その結果、昨年度に引き続き、当事者・家族等とつながることが出来なかった。	維持(継 続)	・難病の受取者証交付者数は増加しており、引き続き委託先と連携し、相談会等を実施する必要性があることから、ZOOM等での開催について検討したが、参加者からはパソコン操作が苦手なことから、対面での開催を希望される声があった。			●	08-2-(5) (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課																				
		中事業	難病対策事業費	・難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行います。また、県事業である特定医療費(指定難病)支給認定申請に関する進込窓口業務を行います。	・委託先と連携し、当事者が主体となった電話相談や会場での相談会を実施する予定であったが、電話相談は実施したもの、コロナ禍の影響により予定していた相談会等を中止した。その結果、昨年度に引き続き、当事者・家族等とつながることが出来なかった。	維持(継 続)	・難病の受取者証交付者数は増加しており、引き続き委託先と連携し、相談会等を実施する必要性があることから、ZOOM等での開催について検討したが、参加者からはパソコン操作が苦手なことから、対面での開催を希望される声があった。			●	08-2-(5) (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課																					

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 計	課題 方向性	取組 内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成 果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事 業	施 策 評 価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所轄名											
										事業	評価																	
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																												
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																												
基本施策1: 保健・医療																												
④ 障害の原因となる疾病的予防・支援等	① 早期発見・早期支援の推進	中事業	乳幼児健診事業費		<p>・4か月児健診検査、9～10か月児健診検査、1歳6か月児健診検査、3歳6か月児健診検査、乳幼児育児相談、未受診児健診を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行なう。</p>	<p>・集団健診の継続を基本に、感染拡大時には個別健診を実施した。個別健診後の支援は医師会と連携し、タイムリーに情報共有を行うことで、速やかな支援につなげた。</p> <p>・いくしあと連携した未受診児に対する取組の検証とともに、より効率的な対応に向けた協力を進め、マニュアル化の検討を行うなど受診率の向上を図る。</p> <p>・3歳6か月児健診の眼科健診に尿折検査器を導入したことで、精密検査が令和3年度は96.7%以上昇が見られるが、引き続き目標達成に向けて取り組む必要がある。</p>	維持(継続)	<p>・乳幼児健診の受診率については、令和3年度は96.7%以上昇が見られるが、引き続き目標達成に向けて取り組む必要がある。</p> <p>・乳幼児健診の指標では、コロナ禍において得た未受診児の情報活用して受診勧奨を行なはなかつては、毎日健診の案内などにより受診率の向上を図る。</p> <p>・乳幼児健診の受診率については、令和3年度は96.7%以上昇が見られるが、引き続き目標達成に向けて取り組む必要がある。</p>	拡充	●	●	04-1-(1) (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計画	北部地域保健課														
		中事業	幼児精密健診事業費																									
		その他取組	いくし心理士派遣事業		<p>・1歳6か月児健診検査及び3歳6か月児健診検査の結果、精密検査が必要となった児童を見やけに委託医療機関で受診させるなどにより、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期就学につなげた。</p> <p>・令和3年7月より3歳6か月児健診の眼科健診に尿折検査器を導入したことで、精密検査の医療機関受診率が令和3年度の35.8%から令和3年度の42.8%まで上昇し、弱視の早期発見・治療につながった。</p> <p>・精査当日の保健指導において、医療機関での再検査の必要性を資料を用いて助言することで保護者の理解を得られるように受診勧奨に努めたこと、発行後3ヶ月以内に電話による受診勧奨を実施したところが受診率の向上につながった。</p> <p>・尿折検査器を導入した結果、精密検査対象者が増加し、受診券の発行枚数が増加した。</p>																							
		中事業	児童生徒乳幼児健康診断事業費(児童・生徒・乳幼児の心臓疾患・腎臓疾患・脊柱側弯症・結核などについての健康診断事業)																									
		その他取組	児童面接結果(就学時健診)を活かした支援が必要な児童の就学に向けた支援に関する検討会		<p>・就学時健診(児童面接)の機会を捉え、スクーリング項目や実施方法等を検証し、発達特性のある子どもの早期発見・支援につなげ特。</p>	<p>・就学時健診では、9割の学校で集団面接を実施し、個別面接よりも効率的に集団生活で配慮が必要だとと思われる子どもをスクリーニングすることができた。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	04-3-(1) (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計画	いくし心推進課											
		中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)		<p>・保護者の理解が整っておらず、各施設(幼稚園・保育所・園・小中・高校)の職員が子どもに対する知識を抱えている場合に、発達障害に関する知識を有する専門職が各施設を訪問し、関わる方の助言等を行なう。</p>	<p>・小・中学校への周知を図るために、保育所・園長会に加え、小中学校長会・教頭会・特別支援教育会議会にて「事業の周知を行ない、訪問回数が前年度より増加した」。</p> <p>・いくしの園長職が訪問し、特性のある子どもへの関わり方にについて助言等を行うことで、各施設を訪れる方へより多くの助言等が行われた。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	03-1-(3) (学校教育)	保健体育課												
		中事業	支援者サポート事業費(ティーチャーズトレーニング)		<p>・子どもの対応に困難を感じている各施設の職員を対象に、子どもの行動観察や理解、対応の仕方にについて具体的な対応方法を提供しスキルアップを図ることができる。</p>	<p>・小学校教員2名、保育士5名に対して実施し、子どもの行動観察や理解、対応の仕方にについて具体的な対応方法を提供しスキルアップを図ることができる。</p> <p>・保護者会と連携し、公立保育所の保育士17人への研修を実施し、子どもの支援を考える際における視点から考えるなどの大切さを伝えることができる。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	04-3-(2) (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計画	いくし心推進課											

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策 選 指 企 画	施政の方向性	取組項目	取組内容(第4期)		中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																																		
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																																					
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																																					
基本施策1: 保健・医療																																																					
④ 障害の原因となる疾病的予防・支援等	② 健康づくりの推進	中事業	健康づくり事業費(健康教育事業)	・健康づくりに必要な情報提供、「食事・運動・歯・たばこ」をテーマにした専門講座(保健師・管理栄養士・歯科衛生士等)による健康教育、各種健診の受診勧奨、健康づくり推進員の育成・支援、地域での健康づくり活動の把握・見える化及び団体間の交流を行う。	・健康教育事業では新型コロナウイルス感染症のため、例年実施していた講座やイベントが中止となつたが、感染予防を徹底して一部の講座については実施できた。	-	維持(継続)	・健康教育事業については、「働き盛り世代」をターゲットとし、関係部署と連携をとりながら生活習慣の改善に向けた支援を引き続き行う。	●	08-2-(1) (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課 南部地域保健課																																									
		中事業	健康づくり事業費(健康づくり推進員(各種サポート)-養成事業)	・地域において健康づくりの実践活動を行なう「食と運動のサポート」、歯科保健分野の「お口の健康サポート」などの健康づくり推進員を養成するための各種講座を実施する。 ・地域における健康づくりの実践活動や健康づくり推進員養成講座等において、養成・登録した健康づくり推進員が主導的に効果的な活動ができるように研修会等を実施し、活動支援を行う。	・健康づくり推進員養成事業では、新型コロナウイルス感染症のため昨年度実施できなかた健康づくりPR事業を実施するなど、中止していた健康づくり活動を再開させることができた。	-	維持(継続)	・健康づくり推進員の養成については、感染拡大や健康づくり推進員自身の意向にも寄り添いながら、地域での健康づくり活動につながるよう、引き続き支援していく。	●	08-2-(1) (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課 南部地域保健課																																									
		中事業	児童生徒幼児健康診断事業費(児童生活習慣病対策事業)	・疾病の早期見見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健康診断や心疾患対策、腎疾患対策、脊柱側弯症対策、結核対策、小児肥満対策等の検診を実施し、児童生徒幼児の健康づくりを推進する。	・令和3年度は前年度より中学生の受診率が上がりつつある。また、前年度に比べると、肥満度が50%以上の重度肥満の児童生徒の受診率が小・中学生とも上昇した。	・令和3年度は前年度に比べると、小学生の受診率が下がっている。受診率向上のため、対象家庭に対しては、受診への意識を高められるような声かけ等が必要である。	維持(継続)	・肥満度の高い児童が参加しやすいように、講演会や運動教室の内容の充実を図り、医療機関の肥満率を上昇させる。その結果、児童・生徒の肥満率を減少させる。	●	03-1-(3) (学校教育)		保健体育課																																									
		中事業	ヘルスアップ尼崎戦略事業費(ヘルスアップ健診事業)	・受診率向上対策の取組、生活習慣病予防へ重視化への対策としての重度高血圧者等への保健指導の徹底や未治療者への継続支援。	・特定健診の受診率向上対策として、一部予約なしでの受付を実施し、受診勧奨は毎年継続受診者の層や新規受診者の層など、4層に分類し、各層に合わせて対応する周到な対応を行った。 ・保健指導は、事務局の運営研究会を行うことで、保健指導の質の向上に取り組んだ。また、対象者へ訪問などによる勧奨を行い、実施率の向上に努めた。 ・尼ニ健診等、予約可能時期を工夫して、目標を設定した上で、保健指導の質を上げることで、保健指導のスキルアップと保健指導を行う人員の体制の検討が必要である。 ・対象の生徒が保健指導に基づいた生活習慣の改善が継続できているかフォローが必要である。	・昨年度に引き続き、コロナ禍の影響により、受診率が低下傾向で、受診控えや健診の優先順位が低く捉えられてしまったことが課題である。 ・健診受診の理解と継続受診につながるよう保健指導の質をさらに向上させるため、保健教師のスキルアップと保健指導を行う人員の体制の検討が必要である。 ・委託業者が保健指導に基づいた生活習慣の改善が継続できているかフォローが必要である。	維持(継続)	・各層別の特徴・属性に応じた対策を継続し、尼崎市医師会や関係部局などとも連携して受診動向の充実を図る。 ・保健指導研修会等を実施することで、保健指導の質についての充実を図り、引いては実施率の向上に努める。 ・委託業者、リックの高生往診が、保健指導後も生活習慣の改善に取り組みよう、継続的な支援について引き続き教育委員会との連携を促進させる。	●	08-1-(2) (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康支援推進担当																																									
		中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(未来いまカラダ戦略事業)	・市内の小中学校において、市独自に作成した「望ましい生活習慣を習得するための校級教材副読本」「みんなで考える尼崎の健康」を活用した授業を実施。	・主に小学校6年生と中学校2年生を対象に、座学と併せて1年に必要な野菜の試食も行った。 ・令和3年度は学校への講師派遣を見送らざるを得なかつたため、教諭自らが授業を行なっていただけるよう実施を促した。	・健診対象が11歳・14歳の2学年のみで毎年対象者が変わらため、有所見率の減少には対象学年のみならず学校や地域全体での取組が重要なとなることから、教育委員会や地域振興センターとの連携が必要になる。	維持(継続)	・委託業者も交えた研修会等を実施することで、保健指導の質についての充実を図り、引いては実施率の向上に努める。	●	08-1-(2) (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康支援推進担当																																									
		中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(保育所・幼稚園生活習慣教育事業)	・市独自で作成した、園児も遊びながら使える教材を活用し、小学校での授業に引き継げる基礎的な生活習慣病予防の授業を行なった。	-	-	維持(継続)	-	●	08-1-(1) (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課																																									
		中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(高血圧ゼロのまち推進事業費)	・心筋梗塞や脳血管疾患等の「循環器病」発症の最大の危険因子である「高血圧」は、市が主導して要因を確認していけない生活習慣病であるのである。このため、この年の目標を達成するため、血圧記録帳と1,000部作成し、市内公共施設で配付を行なった。	-	-	維持(継続)	-	●	08-1-(1) (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課																																									

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策 概 要	取組内容(第4期)		中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名															
	施策の 方向性	取組 項目																														
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																
基本施策2: 福祉サービス、相談支援																																
<p>① ス訪問 問系 実サ ー ビ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の在宅生活を支えるため、個々のニーズや生活状況等に応じた必要な居宅サービス(居宅介護、重度訪問介護など)を提供します。 <p>中事業 障害者(児)自立支援事業費 障害児通所支援給付費</p> <p>・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付等として支給する。 ・児童発達支援や放課後等ダイバーシティサービスなど、障害児通所支援等に係る給付費を支給する。</p> <p>・障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和2年度末6,473人から令和3年度末は6,986人に増加(+513人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。</p> <p>-</p> <p>維持(継続)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>● 06-1~② (障害者支援) 障害福祉計画 障害者計画</p> <p>障害福祉政策担当</p>																																
<p>② 日中活動 系サ ー ビ ス等の充 実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で安定した生活を営むことができるよう、日中の通所サービス(生活介護など)を提供します。 <p>中事業 重症心身障害者通園事業体制維持補助金</p> <p>・医療的ケアを要する重症心身障害者が通所を利用する生活介護事業所で、看護職員を配置している一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を補助する。</p> <p>・本市の該ペ利用者数は、令和3年度末1,049人、減少しているものの、医療的ケアを要する重症心身障害者の受け入れ施設が不足する中、看護職員を配置することで、介護の介助負担軽減にも寄与した。</p> <p>当該事業は、西宮市との共同で行っている事業であることから、両市で連携を図り、実施していくべきだ。</p> <p>維持(継続)</p> <p>・医療的ケアを要する重症心身障害者が継続して通所施設の利用ができるよう、西宮市と連携を図り、今後も継続して実施する。</p> <p>● 06-1~② (障害者支援) 障害福祉政策担当</p>																																
<p>③ 福祉用具の利用支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入所施設や病院から地域生活へ移行する障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練(機能訓練、生活訓練)を提供します。 <p>中事業 身体障害者福祉センター指定管理運営事業費(自立訓練(機能訓練))</p> <p>・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等の取組を進めた。</p> <p>・利用者の自宅、職場等にサービス管理責任者や歴史士が向き、より生活に沿ったハビリティを提供した。またサービス終了後に生活の質が低下しないよう、地域サービスと連携し、切れ目なく利用者の安全・安心の対策を行っており、外出を控えている利用者に対し、社会参加等の促進が行われるよう検討する必要がある。</p> <p>・引き続き、コロナ禍において、事業を継続しなければならないため、感染状況に留意しながら、利活用の安全・安心の対策を行っており、外出を控えている利用者に対し、社会参加等の促進が行われるよう検討する必要がある。</p> <p>維持(継続)</p> <p>・改修工事やコロナ禍において、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされているが、徹底した感染予防対策を講じながら、可能な限り利用者が増加するよう、協議を進めていく。 ・感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定とともに、外出を控えている利用者が施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。</p> <p>06-2~③ (障害者支援) 障害者計画</p> <p>障害福祉政策担当</p>																																
<p>④ 障害福祉サービス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族や介護者の病気や急用、休息等の理由によって、一時的な受け入れを必要とする障害のある人に、短期間の入所または一時的な預かりのサービス(短期入所、日中一時支援)を提供します。 <p>中事業 障害者(児)日中一時支援事業費</p> <p>・日中ににおいて監護する者がいないため、一時に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。</p> <p>-</p> <p>・平成29年6月から事業所指定基準の緩和や対象者の要件拡大、送迎加算の創設等の適用を開始しており、指定事業所数が増えたことで、利用回数も増加している。また傾向にあるものとして、送迎料の支給後や日中活動系サービス利用後の周知や協議等を行い、新規参入を促していく。</p> <p>維持(継続)</p> <p>・制度拡充後に新たに指定を受けた事業所の事業状況を紹介するなど、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービスへの周知や協議等を行い、新規参入を促していく。</p> <p>● 06-1~② (障害者支援) 障害福祉計画 障害者計画</p> <p>障害福祉課</p>																																
<p>⑤ 福祉用具の利用支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補装具や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代償・補完や日常生活の利便性の向上を図ることで、福祉用具に関する情報を提供するなどし、その普及・促進につなげます。 <p>中事業 日常用生活用具給付等事業費</p> <p>・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。</p> <p>・排泄支援用具(ストラップ用具)を中心に日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることが可能である。</p> <p>・これまでも国を通じて要望等を踏まし、高品質品目を追加していくが、各品目における公費負担限度額の見直しでは行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。</p> <p>・制度拡充後に新たに指定を受けた事業所の事業状況を紹介するなど、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービスへの周知や協議等を行い、新規参入を促していく。</p> <p>変更(新規・拡充・行革)</p> <p>・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、安定的な事業運営に努める。 ・給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせた給付品目や公費負担限度額となるよう整理するなどして、当事者同様とも協議しながら事業内容・スキームの見直しを進めていく。</p> <p>拡充</p> <p>● 06-1~② (障害者支援) 障害福祉計画 障害者計画</p> <p>障害福祉課</p>																																
<p>⑥ 福祉用具の利用支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者(児)の失われた機能を補うため、当該必要と考えられる器具機材を交付・修理する。 <p>中事業 補装具交付・修理事業費</p> <p>・令和3年度実績: 1,035件</p> <p>-</p> <p>維持(継続)</p> <p>-</p> <p>● 06-1~② (障害者支援) 障害者計画</p> <p>障害福祉課</p>																																
<p>⑦ 福祉用具の利用支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費 <p>中事業 小児慢性特定疾患対策事業費(小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業)</p> <p>・助成件数は、例年増減はあるものの、一定のニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発育の支援や保護者の経済的な負担軽減を図ることが可能である。</p> <p>・市報やホームページ等による広報に引き続き努力した。平成27年の法改正により、対象疾患が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。</p> <p>維持(継続)</p> <p>・軽・中度難聴児補聴器購入費等助成は、早期言語発達やコミュニケーション能力取得によれば、軽・中度難聴児の健全な発育の支援につながっているため、今後も継続して実施する。</p> <p>● 06-3~③ (障害者支援) 障害福祉課</p>																																
<p>⑧ 福祉用具の利用支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小児慢性特定疾患対策事業費(小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業) <p>中事業 小児慢性特定疾患対策事業費(小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業)</p> <p>・小児慢性特定疾患児童に対して、電気式たん吸引器など日常生活用具を給付する。</p> <p>・市報やホームページ等による広報に引き続き努力した。平成27年の法改正により、対象疾患が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。</p> <p>維持(継続)</p> <p>・法定事業のため、今後も継続して実施する。</p> <p>● 08-2~⑤ (健康支援) 地域いきいき健康 プランあまがさき</p> <p>疾病対策課</p>																																

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 番号	基本施策 方針の 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名														
										事業	評価																				
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																															
重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																															
基本施策2：福祉サービス、相談支援																															
④ その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実	●自宅での入浴や通所等による入浴が困難な重度の障害のある人に、訪問入浴サービス事業を実施します。また、地域において現に居住を求めている障害のある人が低額な料金で居室等の利用ができる、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。	中事業	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	・居室に移動入浴車を派遣し、事業者が浴槽を居室に運び込んで入浴の提供を行う。	・介護者の介助や障害福祉サービスによる入浴が困難な在宅の重度身体障害者の清潔保持と心身機能維持を目的とした事業の委託料は、介護員1人あたり月額1万円を支給する。	・障害のある人の高齢・重度化が進む中、今後も入浴支援のニーズは高まることが想定されるため、障害福祉サービスによる対応とあわせて、本事業の継続的な実施に取り組んでいく必要がある。	維持(継続)	・重度身体障害者の入浴にあたっては、当該事業による支援でないと対応できない方も一定数いるため、今後も継続的な事業運営に取り組む。	●	06-1~② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課																			
		中事業	障害者福祉ホーム事業補助金	・対象施設を運営する福祉ホームに対し、本市からの人居者の割合に応じ、要する費用の一部を補助する。	・申請のあった障害者福祉ホームは、市外の精神障害者福祉ホーム1か所であり、入居者は機会の状況が続いているが、当該障害者福祉ホームを運営する法人に対し、費用の一時を補助する。月額1万円(居室その他の設備の導入が可能となり、利用する障害者の負担軽減を図ることができる)。	-	維持(継続)	・障害者福祉ホームは、住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活の支援を図るため、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1~② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																			
	●障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、年金や預貯金の給付、各種の支援・優遇措置等に関する情報提供に取り組みます。	中事業	心身障害者(児)対策事業費(特別障害者手当等支給事業)	・精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支援する。	経過的福祉手当 月額14,800円(令和3年度実績84件) 障害児福祉手当 月額14,800円(令和3年度実績3,029件) 特別障害者手当 月額27,350円(令和3年度実績6,133件)	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るために、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1~② (障害者支援)	障害福祉課																				
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(重度心身障害者(児)介護手当)	障害福祉サービス又は介護保険サービスを利用する心身障害者(児)を在宅で介護する者に対し、年1回(2月)介護手当(年額10万円)を支給する。	<令和3年度実績 延べ人数240人>	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るために、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1~② (障害者支援)	障害福祉課																				
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人助成事業)	・保護者が病気等の事情で心身障害児及び重度知的障害者の介護ができないときに一時的に介護人を確保する。	<令和3年度実績 延べ日数9日>	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るために、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1~② (障害者支援)	障害福祉課																				
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(心身障害者理美容サービス事業)	・介護手当の支給を受けている介護者が介護している、重度の心身障害者(児)に対して理美容の出張サービスを実施する。一人あたり、年間4枚のチケットを交付する。	-	維持(継続)	・理美容サービスにおいては、支給の対象者である介護手当受給者や年金減少している者もあり、チケット利用枚数も同様に減少しているが、サービスを継続することで、重度心身障害者(児)の健康管轄及び保健衛生の向上や介護者の負担軽減を図ることができます。	●	06-1~② (障害者支援)	障害福祉課																					
		中事業	児童福祉施設陷入心身障害児利用者負担補助金	・令和元年10月から実施された児童教育・保育の無償化に伴い、補助対象者は以前に比べ減少しているが、児童福祉施設を利用する心身障害児の保護者が納入した費用の2分の1を助成する。	-	維持(継続)	・心身障害児の心身や学年等の状況により児童福祉施設の利用が必要となって扶養義務者に対する負担軽減を図ることにより、心身障害児の療育の促進を図るために、今後も継続して事業を実施する。	●	06-1~② (障害者支援)	障害福祉課																					
		中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費(福祉の手引き)	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布する。	-	維持(継続)	-	-	●	06-1~② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																			
		中事業	重度障害者等特別給付金支給事業費	・現在の受給者は12人と少数ではあるが、本給付金に係る受給手続は、本人から申請済みであるが、申請料金がかかるなどして該当者の扶養負担枚数についての把握は、困難な状況である。そのため、手続漏れがないよう市職の年1回の案内に加え、ホームページでも周知を図っている。	-	維持(継続)	・重度障害者への給付は、市と県の共同事業として双方が給付額の1/2ずつ負担することによって行われる。一方、振替金が各市ごとに扶養負担枚数によって決まり、20歳未満から対象を広げて支給しているが、重度障害者への給付については、県の負担分が制度化されていない状況であり、市の負担分のみの給付となっている。	●	08-1~④ (健康支援)	国保年金課																					
	⑤ サービスの質の向上等	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(非定型審査会)	・尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)において基準を超える支給決定を行う際などに非定型審査会を開催する。	-	維持(継続)	-	-	●	06-1~② (障害者支援)	障害者計画	南北障害者支援課																			
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(国保連合会支払事務委託)	・障害者福祉サービス支払のための国保連合会支払事務委託する。	-	維持(継続)	・適正な支払事務に向けては、国保連への委託と合わせて、請求審査ソフトを活用して重複チック等の問題を解消する等の取り組みを行っているが、サービス支給件数の増加や年度による制度変更等に伴い、毎年、請求誤りが一定数発生しているため、その対応が課題となっている。	●	06-1~② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課																				
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(ガイドライン検討部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・令和3年度実績:開催無し	維持(継続)	-	-	●	06-1~② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																			

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

運営会社	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題1： 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策2：福祉サービス、相談支援																																		
中事業	障害者支援施設新規入所者PCR検査事業費	・PCR検査については、原則、入所予定施設を通じて、市が委託契約する民間検査会社が実施する。当該施設を通じての受検が困難な場合は、本人が希望した医療機関等で受検し、際に要した経費について、償還払いにより補助する。	・障害者支援施設に入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながるとともに、安定的な施設運営にも寄与している。	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(固定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営の方針を検討していく必要がある。	維持(継続)	・入所施設におけるクラスターの発生等を予防するため、令和4年度も継続して本事業を実施していく。あわせて、今後の感染状況やクラスターの接種状況等を踏まえながら、事業の継続の必要性等について検討していく。				●			06-1~② (障害者支援)			障害福祉政策担当																		
	要介護者一時受入事業費	・介護者が新型コロナウイルスに感染し入院した場合等において、濃厚接触者等となり、介護する人がなく、居宅サービス事業所では対応できない在宅の要介護者(障害者)を一時的に受け入れる施設を確保する。	・令和4年度においては、がい当該事業による入事業は発生しなかったが、濃厚接触者等となり、在宅生活が維持できない要介護者(障害者)の日常生活を維持するための受入体制が確保できた。	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(固定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営の方針を検討していく必要がある。	維持(継続)	・居宅サービス事業所では対応できない際の要介護者等として、本市が委託する要入法人の法人と連携を取りつつ、令和4年度も継続して本事業を実施していく。あわせて、今後の感染状況等を踏まえながら、実施期間を短縮するなど、事業の運営方法や継続の必要性等について検討していく。			●			06-1~② (障害者支援)			障害福祉政策担当																			
	濃厚接触者等在宅支援提供事業費	・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当する場合でも、日常生活において必要なサービスを継続するため、濃厚接触者等または陽性者によるサービス従事者に対し、協力金を支給する。	・サービス従事者に協力金を支給することにより、濃厚接触者等または陽性者によるサービス従事者に対し、協力金を支給する。	・濃厚接触者の特定・行動制限が変化するなど、今後の状況に応じた対象者等への見直しが求められる。	維持(継続)	・新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間の間の障害サービス提供体制の維持・確保について引き続き感染状況に応じて対応していく必要がある。今後の感染状況や濃厚接触者の特定、行動制限の変更に留意しつつ、事業内容の変更等を検討していく。			●			06-1~② (障害者支援)			障害福祉政策担当																			
	障害福祉サービス確保支援事業費	・障害者及び障害児に必要なサービス又は支援を継続して提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費等を助成する。	・令和3年度は法人に対して導入経費の一一部を助成することで、介護業務の負担軽減や働きやすい職場環境の整備、安全・安心なサービスの提供等の推進に寄与した。	-	維持(継続)	・障害者及び障害児の日常生活が維持できるよう、コロナ禍において必要なサービス提供を継続する必要があるため、国の補助制度を活用しながら、令和4年度も継続して本事業を実施していく。			●			06-1~② (障害者支援)			障害福祉政策担当																			
	障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費(障害福祉分野ロボット等導入支援事業)	・感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施やICT等を活用する障害福祉サービス等事業者に対し、機器の導入等に係る経費を助成する。	・令和3年度は法人に対して導入経費の一一部を助成することで、介護業務における紙資源削減や事務作業の効率化など生産性向上の推進のほか、感染拡大防止やICT機器の活用モデルの構築に寄与した。	-	廃止	・今後の国の方針方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。			●			06-1~② (障害者支援)			障害福祉政策担当																			
	障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費(障害福祉分野ICT導入支援事業)	・感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施やICT等を活用する障害福祉サービス等事業者に対し、機器の導入等に係る経費を助成する。	・令和3年度は法人に対して導入経費の一一部を助成することで、介護業務における紙資源削減や事務作業の効率化など生産性向上の推進のほか、感染拡大防止やICT機器の活用モデルの構築に寄与した。	-	廃止	・今後の国の方針方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。			●			06-1~② (障害者支援)			障害福祉政策担当																			
	新型コロナウイルス感染症対策事業費	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、国から送付された衛生用品を派遣業者への搬入に係る費用を支給する。	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を迅速に提供できることで、衛生用品を迅速に提供する。	-	廃止	・介護・障害福祉サービス事業所等に対する衛生用品の配布については、国からの衛生用品の送付が令和3年度末で終了したことにより、終了する。			●			06-1~② (障害者支援)			法人指導課																			
その他 (コロナ・ファンマネ関係)	コロナワクチン対応 等	-	-	-	・新型コロナウイルス感染症への対応について、昨年度から継続して、陽性者等が発生した事業所のサービス継続にかかる増加の助成の助成事業を始め、濃厚接触者等の在宅支援や一時受入れに係る市独自事業を実施し、対象となった事業所と密に連絡・調整を図しながら、コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に努めた。	維持(継続)	・異常株の流行などコロナの感染状況等の変化について、必要な支援や対応等を変わつて、事業所の支援体制の維持・確保やワクチン接種等にあたっては、引き続き柔軟かつ丁寧な対応が求められる。			●			06-1~② (障害者支援)			障害福祉政策担当 南北障害者支援課																		
	障害者計画等策定事業費	・障害者計画等の推進に係る取組のほか、毎年度の進捗管理や評価に必要な会議を開催することで、検証等を行う。	・障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価手法等の見直しについては、コロナ禍の影響や手続的問題等の変化に因る結果、各事業所にて異なる状況が生じた。障害者福祉等専門分科会を設立して各会議体の開催内容やスケジュールを変更。各個別検討は次年度へ延長することとしたが、現行の「評価・管理シート」や当該計画に係る今後の施策展開等について意見聴取を進めた。	-	維持(継続)	・障害者計画・障害福祉計画の「評価・管理シート」について、次年度会計を始め、関連する行政機関との連絡・調整を図る。また、引き続き、障害者福祉等専門分科会や立候補会議等の会議や評価手法等についての意見を伺いながら、より効果的・効率的な運用へと見直しを進めていく。			●			06-1~② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画		障害福祉政策担当																			
	ファシマネ関連事務	-	-	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設との協議について、10月に「あざらく分譲」の運営法人と譲譲し、今後、建物譲渡と敷地売却を前提とした現地建替を検討している。また、あざらく分譲については、10月に利権者会議へは運営法人において利権者へのアンケートを実施したこと、意向確認等を進めることができた。	維持(継続)	・対象施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況・事情等を勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望移転策を整理していくなければならない。			●			06-1~② (障害者支援)			障害福祉政策担当																			

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

運営会員	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																
	施策の方向性	取組項目																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2.生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策3:療育・教育																																		
① 療育支援の充実	中事業	発達相談支援事業費	・発達相談(相談、発達・心理検査、診察)はじめ、子ども支援教室、ペアレントトレーニングの実施を通して、必要な支援につなげていく。	・心理士・作業療法士・言語聴覚士・保健師による専門相談605件、診察428件、延べ1,033件実施し、目標を達成した。	・専門職による相談は、不器用さや発音の悪さ、発音などの日本語に困りながら生じるなど、診察では家庭の中についている人の一人の学習面での困り感や不登校など、社会生活における困りごとが表出していくことでより問題が深刻化し、日常生活における困りごとで寄り添った支援をより早い段階で相談につなげることで、問題が深刻化するのを未然に防ぐ取組が必要である。	維持(継続)	・就学校にて発達相談につながる仕組みを構築するため、3歳から月健齢にて発達の遅れがあり、発達相談を希望する保護者に対し、心理士が南北地域保健課に出向き、発達相談を実施する。子どもと早期に関わる機会を持ち、適切な支援が届く仕組みを構築していく。					●	04-3-(4) (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課																			
	中事業	子ども・子育て総合相談事業費(総合相談事業)	・いくしあ総合相談の専門相談員が、身近な子育て相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、子どもの年齢に応じて切れ目のない「福祉・保健・教育等が連携した総合的な支援を行う見立て」や助言等を行なう。	・令和元年10月から事業を開始し、人口規模や相談体制が類似している「ホールディングスの開設翌年の相談件数1,622件を年間目標としてきたが、現ね目標達成に達成した。	・子育てや発達相談等に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、子どもの年齢に応じて切れ目のない「福祉・保健・教育等が連携した総合的な支援を行う見立て」や助言等を行なう。	新規相談実績を分析した結果、背景も含めた複数の課題を抱えるケースに対する支援体制を強化していく必要がある。	維持(継続)	・様々な事情により平日朋年時間内に相談ができるないといった市民ニーズを把握していくために、令和4年6月から令和5年3月までの累計1,191件にいたる総合相談窓口を試行的に開設。市民ニーズの把握に努めるとともに、次年度以降の相談体制の見直しについて検討していく。			●	04-3-(1) (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課																				
	中事業	発達相談支援事業費	・保護者が子どもの発達に不安を抱いている場合に、保健師や臨床心理士等専門職により相談や医師の診察・医療相談を行い、子どもの特性を踏まて支援につなげていく。	・障害児通所支援事業所等の支援体制等の情報を得ることで、療育機関の利用相談に活用を図つた。また、南北保健福祉センターと連携し、相談後に事業所を利用手続きにつながっていない方に取扱い紹介。	・発達に課題があるが、療育機関で療育を受けることに対する抵抗がある保護者とその子どもへの親切な支援を行なう。	維持(継続)	・発達に課題があるが、療育機関で療育を受けることに対する抵抗がある保護者とその子どもへの親切な支援を行なう。			●	04-3-(1) (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課																					
	中事業	ペアレントトレーニング(家庭療育支援講座)	・発達の遅れがある児を抱つ保護者同士が、児の行動の理解や関わり方と共に学び、児についてほしい課題等を共有するなかで、子どもの行動変容や保護者の育児ストレスの軽減につなげていく。	・発達特性のある子どもに相談や診察(1,033件)を行なうとともに、その様も継続して支援を行なった。子ども支援委員やペアレントトレーニングなどの事業を実施して保護者が子どもの姿を理解することで、子どもの行動変容や育児ストレスの軽減につなげた。	・個別相談の希望者は年々増加してきているが、保護者支援の事業は参加者数を増やす工夫が必要である。	維持(継続)	・継続的支援においてより効果的な手法や体制を検討するほか、参加者の増加に向けて事業周知方法の見直しや、開催場所の拡大を検討する。			●	04-3-(1) (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課																					
	中事業	母子保健相談指導事業費	・子どもの周りの方や今後の進路などの悩みを抱える保護者に対し、専門医や心理士が身についてほしい課題等を共有するなかで、子どもの特徴や関わり方の助言を行い、子どもの結果に基づき、地域担当保健師が必要な連携を実施する。	・施設場所をコロナ業務で過密している保健所から試行的に南北保健福祉センターに変更して実施した結果、継続支援をする地区担当保健師や、療育申請窓口へよりスムーズにつながることができた。	・就労している保護者が増えているため、相談場所にて継続支援する場所を同一にした方が、よりその後の支援や連携をスムーズにすることができます。	維持(継続)	・保護者の気持ちに寄り添った継続支援を実施するために、実施場所や内容等を検討する。			●	04-1-(1) (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	健康増進課 北部地域保健課 南部地域保健課																					
	中事業	障害児通所支援給付費	・児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児通所支援等に係る給付費を支給する。	・児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和2年春期の1,494人から令和4年度は1,822人と大幅に増加しており、療育や訓練等の必要な支援につながっている(参考:令和3年度末における障害児通所支援全体会員数が2,316名)。	・指定事業所や利用者が大幅に増加しているため、実地指導の実施や事業所との連携の場が強く求められている。	維持(継続)	・適切な差別支援の提供に資するため、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容も踏まえつつ、市立の児童発達支援センター等の役割や機能の再整理を進めるとともに、障害児通所支援の事業所開設や障害福祉・保健・子ども・教育など各部門と当該事業所間の連携強化に向けて、(施設・障害児通所支援事業所)と(トータル支援)の設置を検討していく。また、障害児通所支援事業所への実地指導に取り組んでいく。			●	06-2-(1) (障害者支援)	障害福祉政策担当法人指導課																						
	中事業	障害者(児)相談支援事業費	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	・発達障害に係る相談について、委託相談支援事業所等における相談者はやや減少したが、発達障害の認知の広がりやサービスニーズの高まり等に伴い、子どもの育む支援センター(いくしあ)における相談者は増加しているため、業務連携フローや事業所事務のシステムを活用して療育機関への円滑な連絡を行うとともに、連携会議で当該ツールや連携状況の確認・検証を始めた。	・発達障害に係る相談について、委託相談支援事業所等における相談者はやや減少したが、発達障害の認知の広がりやサービスニーズの高まり等に伴い、子どもの育む支援センター(いくしあ)における相談者は増加しているため、業務連携フローや事業所事務のシステムを活用して療育機関への円滑な連絡を行うとともに、連携会議で当該ツールや連携状況の確認・検証を始めた。	維持(継続)			●	06-1-(2) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																						
	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	維持(継続)			●	06-1-(2) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																						
	中事業	障害者(児)相談支援事業費(障害児療育支援事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	・延べ支援件数(令和3年度) 訪問 199件、外来1,290件、施設 169件	・医療的ケア児への適切な支援に向けては、コロナ禍による資金の両面で見合わせたが、医療的ケア児等コーディネーターが対象児のリスト管理や自宅訪問による生活状況の把握(20名)を進め、支援機関のカウンターフレンスに積極的に参り支援にあつた。	維持(継続)	・医療的ケア児への適切な支援に向けては、引き続きQALTによる人材育成に取り組むとともに、「医療的ケア児支援部会」を開催し、現在の支援体制や状況等に基づき、病院や診療所、訪問看護ステーション等に必要な支援やサービス提供体制等について協議を進めている。		●	06-1-(2) (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																						
	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。		・コロナ禍により前会の開催は見合わせたが、再開に向けて協議内容の調整を行なう必要がある。	維持(継続)			●	06-1-(1) (障害者支援)	障害福祉政策担当法人指導課	障害福祉政策担当																						

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策 種別 番号	施策の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																		
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																																			
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																			
基本施策3: 療育・教育																																			
① 療 育 支 援 の 充 実	●「あまっこファイル」は誰もが使えるよう市のホームページに掲載するなどに、相談支援事業所や療育支援機関、学校等にも広げながら、説明会の開催や保護者への周知等に取り組みます。また、支援者にかかる機関の連携や情報の共有等に活用されていく努力め、「途切れのない支援」につなげています。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・あまっこファイル書き方教室を実施し、保護者4名(その子どもの1名)、支援者1名の参加がありました。	・あまっこファイルの普及啓発に向か、教育機関とのさらなる連携が必要である。	維持(継続)	・あまっこファイル書き方教室とあまっこファイル相談会を継続的に実施するとともに、過去の参加者向けアンケートの結果を踏まえ、保護者、教育機関とともに利用しやすく、双方のコミュニケーションツールとなるようあまっこ部会で検討していく。	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																							
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・市内児童連絡事業所との交流会の実施に向けた開催企画を進めることができた。	—	維持(継続)	—	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																							
	●保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、発達の遅れや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援を行つため、医療機関や相談機関、障害児専門支援事業所等と連携しています。	中事業	法人保育施設等特別保育事業等補助金	・多くの園が待機児童解消のための定員を超えての受け入れ促進、障害児保育・延長保育など多様な保育ニーズに対応し、保育サービスを行っている。 ・障害児保育事業(法人保育園) 44園 児童数151人 ・障害児保育事業(認定こども園) 11園 児童数41人	—	維持(継続)	・引き続き法人保育施設等に補助金を支出し、特別保育事業の実施を促進し、多様化する保育ニーズに対応する。	●	04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育管理課、こども入所支援担当																								
		中事業	認定こども園特別支援教育経費補助金	・社会福祉法人立の私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助	・令和3年度は私立認定こども園5園において特別支援教育経費の補助を行った。当該補助金を交付することにより、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することができた。	—	維持(継続)	・今後も引き続き私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。	●	04-2-① (子ども・子育て支援)	保育管理課(R4.7～) 就学前教育課(～R4.6)																								
		中事業	医療的ケア児保育支援事業	・医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに従事させる等の取組を行なう。 ・医療的ケア児への支援に関するガイドラインを作成した。	・保育所において医療的ケア児への支援の取組を進めため、既存の医療的ケア児を受け入れておられる他の保育園等と連携を行うなど、本市における医療的ケア児の支援に関するガイドラインを作成した。	—	変更(新規・拡充・改革)	・医療的ケア児保育準備事業においては、検討会を開設し、ガイドラインを策定するとともに、令和5年度からの公立保育所での受け入れに向けて関係機関と協議を行つた。また、法人保育施設で医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに従事させるための費用等を補助するスキームを図る必要がある。	新規	●	04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育管理課																						
		その他取組	障害児調整会議	・発達に遅れがある児童を対象に、障害児判定員が、保育所生活での指導助言を行う。	・指導・助言を受け、ひとりひとりの子どもの発達に即した保育の方法に取り組んでいる。	維持(継続)	・集団にはじめない様々な課題をかかえる児童について、保育のスキルアップを行う必要がある。	●	04-1-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育運営課																								
		その他取組	市立幼稚園における特別支援教育	・市立幼稚園において、特別な支援が必要な子どもを支援するため、平成27年度から各年齢定員1人(1人の教員配置)とする特設学年級を全国に認定しておられる。その特性を把握した上で、通常学級と同じ集団の中で活動を行う等、「共に育つ」ことを意識したインクルーシブ教育に取り組む。	・一人一人に応じた専門性の高い個わりを早期から行なうことで、個別の支援が必要であった児童が普通学級に移るなど好ましい変化も現れていく。	変更(新規・拡充・改革)	・特別な支援が必要な子どもの数が増加している中、今後、希望する園に入園できないという事態ができる限り無にしていく必要がある。 ・市立幼稚園の特設学年級への入級にあたっては、特別支援教育専門相談員からの助言等を踏まえて、園長が決めてきましたが、当該子どものが成長とともに今必ず求められる教員の教員像や判断が難しく、また、多達の特性が多様化する中で、1人の教員が子ども1人に対する支援を行なうことは難しい状況にある。	●	03-3-① (学校教育)	尼崎市立幼稚園教育振興プログラム	就学前教育課																								
	② 保 育 の 充 実	中事業	保育の質の向上事業費	・保育所職員研修(基本・専門研修)の実施、オールあまっこ連絡会議の実施及び保育士等キャリアアップ研修の実施。	・保育所職員研修(29回)を実施し、その内13回の「園長研修」「公立保育所研修等の保育院長の質の向上」を行なった。 ・公私立保育所職員研修が「保育の質の向上」に向けた研修として、園長研修等の実施を行なった。 ・当選議会にて2つの会員研修を実施し、取組は「防災についての学び」「保育士会議」「健達理能性の保育についての実施」。 ・その他の長年児童会議の実施も検討し、コロナ感染予防対策を考慮し、動画配信等を利用しながら、できる範囲で交流を実施した。保育士同士の交流もでき、成果を上げている。実技を行なう研修などは、多数の参加者が見込まれるため、感染予防の観点から実施しなかった。 ・新規コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、内容によっては、動画配信での研修を実施し、学びを止めることのないように進めてきた。実話を伴うもの等が実施できなかつたことにより、参加人数は減っているが、動画配信での研修受講などは、各施設によって受講する期間や時間が違へ、多くの受講が可能となり成果を上げている。	維持(継続)	・研修会場として、定員の半分の利用設定となり、収容人数の大きい場所を借りる必要がでたため、賃借料等が多く発生しており、また受講希望者の制限を行なう必要もあった。	●	04-2-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育運営課																								
		その他取組	たじかの園との保育交流	・障害のある子どもと市内の保育所児童が一緒に過ごしきふれあう「保育交流」を実施し、子どもたちの社会性や積極性を育むとともに、お互いの理解を深めます。また、療育等の経験を通じて、保育士のスキルアップや保育内容の充実につなげます。	・R3年度はコロナのため未実施	—	維持(継続)	—								障害者計画	保育運営課																		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念 基盤	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策3: 療育・教育																																		
<p>（1）療育 放課後の支援 ③</p> <p>●就学している障害のある子どもに対して、授業の終了後や学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス(放課後等デイサービス)や一時的な預かりのサービス(日中一時支援)を提供します。また、児童ホーム等の施設も留守家庭の障害のある子どもを受け入れ、本人はもとよりその家族にとっても、安心できる放課後の居場所を提供します。</p>																																		
中事業 認定こども園特別支援教育経費補助金	中事業 児童ホーム運営事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人立の私立認定こども園における特別支援教育経費の補助 				<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は私立認定こども園5園において特別支援教育経費の補助を行った。当該補助金を交付することにより、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することができた。 				－	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。 				●	04-2-① (子ども・子育て支援)	保育管理課(R4.7～) 就学前教育課(～R4.6)																
		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が労働等により星間家庭にいない小学校に就学している留守家庭児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに、適切な遊びや生活指導を通じた集団生活の中で、児童の健全な育成を図る。 				<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に伴う臨時閉鎖所など、適宜適切に保護者に連絡するため、児童ホームの保護者向けメールサービスを運用している。 ・令和3年10月からは市が実施主体となり、おやつの提供業務を開始した。 				維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校休業日及び土曜日の開所時間を午前8時15分に変更する。 ・新型コロナウイルス感染症防止に努めて運営を行うとともに、ボランティアなど地域人の資源の活用を囲り、魅力ある児童ホーム運営を実施するとともに、児童にとって安心・安全な居場所づくりのために指導員の質向上にも努める。 				●	04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画 児童課																	
	中事業 放課後児童健全育成事業所運営費補助金(障害児受入推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児を受け入れるために必要な研修を受講し、又は必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置するための経費を補助する。 				<ul style="list-style-type: none"> 25,665千円 15施設 				－	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き民間児童ホームに補助金を支出し、留守家庭児童の安全、保護者の安心の確保等に資する。 				●	04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画 児童課																
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた場合の利用者負担等の助成を行うことで、保護者の負担軽減を図ることができた。 				<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた場合の利用者負担等の助成を行うことで、保護者の負担軽減を図ることができた。 				廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、一斉臨時休校の要請が想定されないところから、本事業は令和2年度末をもって終了している。 (令和3年3月利用分の請求を同年4月に受け付けるため、令和3年度予算で対応。) 				●	06-2-① (障害者支援)	障害福祉課																	
	中事業 障害者(児)日中一時支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・日中において監護する者がいないため、一時に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。 				<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月から事業所指定基準の緩和や対象者の要件拡大、送迎加算の創設等の適用を開始しており、指定事業所数が増えたことで、利用回数(送迎も含む)は増加傾向にあるものの、依然として放課後等デイ活動系サービス利用後の時間帯の見守り支援を求める声も多い状況となっている。 				維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度拡充後に新たに指定を受けた事業所の事例や状況を紹介するなど、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービス事業所への周知や協議等を行い、新規参入を促していく。 				●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画 障害福祉課																	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策 名 題	施策 方向性 ・取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所轄名																	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2.生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策3：療育・教育																																		
<p>●個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的な提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組みます。</p> <p>●支援が必要な幼稚児生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを明確にしたうえで、個別の教育支援計画及び個別の教育指導計画を作成し、確実に引き継ぎを行い、関係機関との情報の共有を回ります。</p> <p>●通常の学級に在籍する支援が必要な幼稚児生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会において協議を行い、各関係機関と連携し、校内支援体制の強化を図ります。</p>																																		
① 幼・小・中・高等学校における支援体制の整備と充実 ② インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育	その他取組	教育支援員(R4~特別支援教育支援員)・生活介助員の配置			<ul style="list-style-type: none"> LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図る。 ・小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒の生活上の困難を改善し、安全を確保するとともに、特別支援学級の学習の円滑化を図るため、生活介助員を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に特別支援教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図った。また、校園長及び特別支援教育コーディネーターによる研修を行つたことにより、本市の特別支援教育の基本方針や取組の充実を図ることができた。 ・教育支援員：46名、23名配置。 ・生活介助員：39名、68名配置。 	変更(新規・拡充・行革)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指す、それぞれの子どもが成長する環境を整えることによる児童生徒の学習の円滑化を図ることである。 ・児童生徒の自立につけていくかるかといつぱり立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的支援を整備することが必要である。 	拡充					●	03-2~④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)	特別支援教育担当																	
	中事業	インクルーシブ教育システム検討事業費			<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等を検討し、本市の特別支援教育を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等の委員会より意見陳述を行つた。令和3年2月に「尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定した。また、校園長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行つたことにより、医療的ケアの理解及び医療的ケア実施体制ガイドラインを周知することことができた。 	変更(新規・拡充・行革)	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドラインに基づき、教育委員会、学校、病院、関係機関等と連携して、個に応じた医療的ケア支援体制を整える必要がある。 	拡充	新規			●	03-2~④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)	特別支援教育担当																		
	その他取組	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成			<ul style="list-style-type: none"> ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒へ一人ひとりの実態や教育的ニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくといふ考え方の上、保健、医療、福祉等を含め、早期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までのを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒へ一人ひとりの実態や教育的ニーズを把握し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒へ一人ひとりの教育支援計画及び「個別の指導計画」を作成して、一貫して的確な支援を行うことを目的として、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成する。 	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒へ一人ひとりの実態や教育的ニーズを把握し、特別な教育支援計画及び「個別の指導計画」等を確実に引き継ぎ、校園内及び関係機関との情報共有を図る必要がある。 	維持(継続)				●	03-2~④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)	特別支援教育担当																		
	中事業	特別支援教育サポートシステム事業費			<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校・園に有償ボランティアを配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒へ一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育ボランティア:136名登録 ・特別支援ボランティア:令和3年度登録者数は目標数の272%であり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響があった前年度の登録者数を大きく上回った。今年度は特別支援ボランティアの配置により、子どもたちが主体的に活動に取り組むことができた。 ・フル介助員:令和元年度、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により水泳授業が実施されなかつた。 	—	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援ボランティアが年度当初から活動できるように人材確保及び適正な配置に努める。また、令和3年2月に策定した「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)」に基づき、特別支援ボランティア・特別支援教育ボランティア・生活介助員等の方実及び適正配置について検討している。 ・各校園にて、特別の支援を必要とする児童生徒への指導、支援・活用するように、本市における医療・家庭・福祉との連携マニュアルを作成し、学校、家庭、放課後等デイサービス事業所等と連携し、障害のある児童生徒へ応じた学習の場で適切な教育を受けられるように支援体制を整える必要がある。 	維持(継続)		●	03-2~④ (学校教育)	教育振興基本計画 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)	特別支援教育担当																			
	中事業	学社連携推進事業費(特別支援ボランティア養成事業)			<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童生徒への理解を深めるため、その学びや活動にかかる負担、支援を必要としている子ども達をサポートするボランティアを養成する講座を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても特別な支援を必要とする児童生徒への理解を深めるための学習機会を提供し、支援を必要としている子ども達をサポートするボランティアを養成する講座を実施した。(講座=1回 参加者16人 特別支援ボランティア登録予定者10人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言が発令されたことから、年2回実施する予定であったが、1回しか実施できなかつた。 	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの集合型の実習形態での事業を可能限り実施し、学びを支援する人材育成のための学習機会を提供し、ボランティア活動につなげ、学習成果を地域社会に活かすことができる人づくりを進めよう。 	維持(継続)		●	01-1~③ (地域コミュニティ・学び)	学び支援課																				

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

運営会議 基盤	施策の方向性 取組項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																			
重点課題2.生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																			
基本施策3: 愛育・教育																																			
(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育	④ あまよせん特別支援機関の充専門性の向上	中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校自立活動研修推進事業)		・自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あまよう特別支援学校の教職員のみで実施(教職員60名)	・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。	維持(継続)	・障害のある児童生徒や医療的アピアが、学校生活をはじめ、体験活動や宿泊行事等において安心して安全に活動できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた必要な支援を行えるように努める。 ・あまよう特別支援学校において自立活動学習会を行うことにより、児童生徒の力をより引き出し、身体機能の鍛錬を目指すとともに、教職員の専門性の向上を図り、センターの機能の充実さる。	●	03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)」	特別支援教育担当																						
		中事業	特別支援教育推進事業費(特別支援教育総合推進事業費)					維持(継続)																											
		中事業	教職員研修事業		・すべての障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するために、特別支援教育体制の整備と実践研究の実施、成果の普及を総合的に行っていく。	・LD/ADHD等の発達障害を含めた障害のある児童生徒についての理解、啓発及び支援の在り方にについて特別支援学校等の巡回研修会が開催され、教職員が参加し巡回相談をすることにより、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する指導支援の方法、指導内容等の充実を図った。 ・巡回相談:36校園、61回実施。	・特別の支援を必要とする児童生徒が増加しているとともに、一人ひとりの教育的ニーズが多様化しており、学校園ではそれぞれの教育的ニーズに応じた合理的配慮や基礎となる環境整備の充実が求められている。今後、特別支援学校のセンターの機能を充実させ、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する指導支援の方法、指導内容等の充実を図るなど、教職員の専門性の向上を図る必要がある。																												
							維持(継続)																												
	⑤ 教職員の専門性の向上	中事業	教職員研修事業		・研修体系に基づいた幅広い研修を実施し、教職員の資質向上を図るとともに、教員自身が実践的指導力を高めるための自主的研究を推進し、指導力の向上を図る。	・インクルーシブ教育研修講座や特別支援コーディネーター研修を実施したことにより、本市の特別支援教育の基本方針やインクルーシブ教育の取組等について理解を図ることができた。	・子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもながら実践した時間は過ごごつ。生れる力を身に付けていくかうかといふ視点に立てて環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。	変更(新規・拡充・行革)	・引き続き、インクルーシブ教育研修講座、特別支援教育コーディネーター研修を実施し、特別支援教育やインクルーシブ教育についての理解を深め、実践的な対応力の向上をより一層図ることにより、児童生徒一人ひとりの教育をより実感・達成感をもながら実践した時間は過ごごつ。生れる力を身に付けていくかうかといふ視点に立てて環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。	●	03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)」	特別支援教育担当																						
		中事業	インクルーシブ教育システム検討事業費		・学識経験者、医師、学校関係者、関係機関の委員から意見聴取を行ない、令和3年4月に尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドラインを策定した。また、校園内及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行なうことにより、医療的ケアの理解及び医療的ケア実施体制ガイドラインを周知することができた。	・尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドラインに基づき、教育委員会、学校、病院、医療機関等と連携して、個に応じた医療的ケアへの支援体制を整える必要がある。	変更(新規・拡充・行革)	・学識経験者、医師、校園長等による尼崎市特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえ、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケアへの支援体制の確保と回る。 ・令和3年2月に特別支援教育基本方針「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」を策定しま。特別支援教育を特に推進する「特別支援教育推進モデル校」を指定し、教育委員会との連携を図りながら、特別支援教育推進モデル校の取組を市内全体に情報発信し、本市の特別支援教育の推進につなげます。	●	03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)」	特別支援教育担当 学び支援課																							
		その他取組	交流及び共同学習 居住地校交流		・障害のある児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、互に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。 ・特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地校交流会を開催するなどして、居住地校との親しみを深め、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進する。	・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、校園内の協力体制を構築し、双方の児童生徒にとって効率的な交流及び共同学習を行なった。 ・コロナ感染症拡大の防止の観点から、オンラインなどのICT機器を活用し、特別支援学校の児童生徒と地域の小中学校間で居住地校交流を実施した。	—	維持(継続)	・令和3年度からの副次的な学籍の導入に向け、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流の充実を図る。また、教育委員会と特別支援学校と市立小中学校との連携を図り、副次的な学籍及び居住地校交流について理解・啓発に取り組む。	●	03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)」	特別支援教育担当																						
⑥ 特別支援教育についての理解・啓発	●本市の特別支援教育の取組を市のホームページに掲載するなど、広く市民に向けて学校園における特別支援教育の取組について、積極的に情報発信します。	その他取組	就学に係る保護者説明会		・保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行なうなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組んだ。また、児童発達支援施設に通所する幼児の保護者を対象に説明会を実施した。	・就学前児の保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行なうなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組んだ。また、児童発達支援施設に通所する幼児の保護者を対象に説明会を実施した。	—	維持(継続)	・いいえ(子どもの育ち支援センター)等との連携を進め、就学相談に係るリーフレットを作成し、副次に係る説明会の案内等を保護者に周知する。 ・市政出前講座等の機会を通じて、広く市民に向けて本市の特別支援教育の取組について周知する。	●	03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)」	特別支援教育担当																						
		その他取組	就学に係る保護者説明会		・保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行なうなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。		—	維持(継続)	・いいえ(子どもの育ち支援センター)等との連携を進め、就学相談に係るリーフレットを作成し、副次に係る説明会の案内等を保護者に周知する。 ・市政出前講座等の機会を通じて、広く市民に向けて本市の特別支援教育の取組について周知する。			教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方にについて(基本方針)」	特別支援教育担当																						

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策 題 名	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策3: 痢疾・教育																																		
① 学 校 教 育 の 中 で の 福 祉 教 育 の 推 進	(3)こころの教育・支援	中事業	こころの教育推進事業費	・小・中学校で作成する道徳教育。人権教育等に係る全休計画・年間指導計画等との整合を図りつつ、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成及び人権教育の推進を重点項目とし、講演会及び校内研修、公開授業を実施する。	・各校で実施する講演会のテーマを「生命を尊重する心」、「規範意識」の育成及び人権教育の推進」とし、情報モラル、多様性、障害者、性教育等、幅広い分野の講師を招聘し、講演会を行うことができ、児童生徒の自尊感情の向上、規範意識の育成、人権意識の高揚に繋げることができた。	—	維持(継続)	・教職員に対する校内研修の充実を図るため、研修テーマを「道徳の授業力の向上」に係る研修のみならず、「人権教育の推進」を図るために研修の内容を新たに加えることによって、教職員の道徳の授業力向上及び人権意識の高揚にも努めている。	・人権教育を推進する上で、人間らしく生きるために自らの立場についても学ぶ視点をもった事業を行っていく。	●	03-2-① (学校教育)	教育振興基本計画	学校教育課																					
		中事業	トライヤー・サークル推進事業費	・中学2年生が、自らの興味・関心のある分野や将来就きたい職業等の体験活動を、学校を離れて5日間実施する。	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業所での職業体験ができなかった生徒が多かったため、実績値が減少した。	—	維持(継続)	・目標指標の「トライヤー・サークル」で充実した活動ができたと感じている生徒の割合は中学校全体では50%であるが、事業所での活動を行った学校に限っては84%の生徒が「充実した活動を行った」と感じていることから、自分の将来についても、心に悩むを持つ生徒や保護者の問題解消に係る支援のための教育相談を行った。	・引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、児童生徒の自己形成や道徳観の形成、人権意識の醸成を図れるよう講演会・会計会・発表会・講演会などを実施する。また、新規の講師を登録する事業の登録を全校に情報共有しながら事業展開を図っていく。																									
	② 教 育 相 談 の 充 実	中事業	心の教育相談事業費(心の教育相談事業)	・子ども、保護者、教職員が抱える悩みの解決を支援するとともに、問題を予防して子どもの心の身のまわりを癒す。また、各学校園や将来就きたい職業等の体験活動を、学校を離れて5日間実施する。	・電話相談968件・面接相談2,904件・教育相談事業では、教育相談カウンセラーや学校訪問を行って学校との連携を強化することを行った。	—	維持(継続)	・教育相談事業では、スーパーバイズの活用により、多様な相談内容に対応できる支援体制づくりを行う。	●	03-1-① (学校教育)	教育振興基本計画	学校教育課																						
		中事業	心の教育相談事業費(高等学校カウンセラーフォーラム事業)	・教育臨床心理にして専門的な技能や座見を見る有するカウンセラーを市立高等学校へ派遣して、教職員へのカウンセリングによる研修等を通じて、基本的なカウンセリング技能の向上を図ることとともに、心に悩むを持つ生徒や保護者の問題解消に係る支援のための教育相談を行った。	・定期的に教育相談の体制を設けることで、生徒や保護者の悩みに寄り添うことができる。	—	維持(継続)	・教育相談事業では、スーパーバイズの活用により、多様な相談内容に対応できる支援体制づくりを行う。	●	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																						
		中事業	心の教育相談事業費(スクールソーシャルワーカー推進事業)	・スクールソーシャルワーカーが学校で活動することにより、学校現場に福祉の視点を導入して、関係機関との連携を図り、要支援の子どもとの発見および環境改善に係る体制作りを行なう。	・スクールソーシャルワーカーが学校で活動することにより、学校現場に福祉の視点を導入して、関係機関との連携を図り、要支援の子どもとの発見および環境改善に係る体制作りを行なう。	—	維持(継続)	・スクールソーシャルワーカーについては、市立高等学校を含めたスクールソーシャルワーカーによる更なる教育相談体制の充実に向けて検討を進めると、また、増員及び勤務形態を見直して関係機関との連携が進んでいる。今後は、兵庫県により配置されているスクールソーシャルワーカーともより一層の連携強化に向けて取組を進める。	●	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																						
		中事業	心の教育相談事業費(スクールソーシャルワーカー推進事業)	・スクールソーシャルワーカーが学校で活動することにより、学校現場に福祉の視点を導入して、関係機関との連携を図り、要支援の子どもとの発見および環境改善に係る体制作りを行なう。	・スクールソーシャルワーカーの勤務体系の見直し(週5日勤務の設定)を行なうことにより、拠点巡回型配属や全ての学年課程で支援体制を構築して行なう。	—	維持(継続)	・スクールソーシャルワーカーについては、市立高等學校を含めたスクールソーシャルワーカーによる更なる教育相談体制の充実に向けて検討を進めると、また、増員及び勤務形態を見直して関係機関との連携が進んでいる。今後は、兵庫県により配置されているスクールソーシャルワーカーともより一層の連携強化に向けて取組を進める。	●	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																						
	③ こころの教育・支援	中事業	心の教育相談事業費(匿名報告アプリ活用事業)	・いじめに係る生徒が暗号せず教育委員会に匿名報告するアプリを導入するとともに、いじめの傍観者にならないための授業を市立学校と市立高校3校で実施する。	・匿名報告アプリ活用事業では、カード配布等での周知を行なったところにより、中学校では登録件数が僅かに增加了。	—	維持(継続)	・匿名報告アプリ活用事業では、いじめの傍観者にならないための授業やSOSを出し方についての授業を推進する。アクセスコードを学年ごとに配布し、定期的にメールで呼びかけることで身近な相談窓口になるよう努める。	●	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																						
		中事業	不登校対策事業費(不登校対策推進事業)	・不登校児童生徒に関する対応力の向上を目的に教職員への研修等を実施するとともに、不登校児童生徒の未然防止、早期発見・早期対応に努める。	・小学校中学校不登校担当者を対象とした研修の実施(41人)とともに、中学校不登校研究協議会と共に実施する。教職員、パート・スクール担当者、こども自立支援員、パートフレンド同行の研修を2回実施(60人参加)。不登校児童生徒の理解を深め、組織的・継続的な支援に向けた。	—	維持(継続)	・不登校出現率の増加傾向が全国的に続いている中、市として継続して事業を実施する必要性は非常に高い。今後も教職員の資質・能力の向上を図り、多様な支援を組織的に行っていく必要があり、不登校児童生徒にとって不可欠な事業である。	●	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																						
		中事業	不登校対策事業費(ハートフルフレンド派遣事業)	・不登校児童生徒やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童生徒に対して、大学生や社会人をボランティアとして派遣し、ふれあいを通して自身感情や自己肯定感を育み、自主性や社会性の伸長を援助する。	・国田学園女子大学と協働でハートフルフレンド研修を行い、ボランティアスタッフの確保(令和3年度:20人)と質的向上を行なった。	—	維持(継続)	・国田学園女子大学と協働でハートフルフレンド研修を行い、ボランティアスタッフの確保(令和3年度:20人)と質的向上を行なった。	●	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																						
	中事業	不登校対策事業費(こども自立支援活動事業)	・不登校児童生徒の自主性・自立性を育むために、社会・文化・自然などふれあう体験活動を企画運営するとともに、学校関係者が不登校児童生徒に対する理解を深めるための研修を実施する。	・体験活動を教育支援室3ヵ所で実施(21人参加)し、個々の状況に応じた支援活動が推進できた。	—	維持(継続)	・不登校児童生徒の自主性・自立性を育むために、社会・文化・自然などふれあう体験活動を企画運営するとともに、学校関係者が不登校児童生徒に対する理解を深めるための研修を実施する。	●	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																							
	中事業	不登校対策事業費(不登校支援団体ネットワーク会議事業)	・不登校児童生徒の背景や原因が複雑・多様化していることから、多面的なセミナー形式で開催する。また、国田学園女子大学の社会連携推進センターと協働で研修会を行ない、問題点の共有等を行なった。	・不登校支援団体ネットワーク会議として、中学校不登校研究会議と合同研修を行い、問題点の共有等を行なった。	—	維持(継続)	・不登校児童生徒に向けた個別相談会に対して、大学生や社会人等のボランティアであるハートフルフレンドを派遣することで、自主性や社会性の伸長を援助する。	●	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																							
	中事業	不登校対策事業費(ハートフルフレンド派遣事業)	・不登校児童生徒やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童生徒に対して、大学生や社会人をボランティアとして派遣し、ふれあいを通して自身感情や自己肯定感を育み、自主性や社会性の伸長を援助する。	・不登校児童生徒やひきこもり傾向の児童生徒に対して、大学生や社会性のボランティアであるハートフルフレンドを派遣することで、自主性や社会性の伸長を援助する。	—	維持(継続)	・不登校児童生徒やひきこもり傾向の児童生徒に対して、大学生や社会性のボランティアであるハートフルフレンドを派遣することで、自主性や社会性の伸長を援助する。	●	03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																							

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 番号	基本施策 方針の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																		
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																			
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																			
基本施策3: 痢疾・教育																																			
(3) こころの 教育・ 支援 ② 教育相談の充実	中事業 教育支援室運営事業費	・「教育支援室」の運営と、民間委託した「教育支援室」のモデル事業を行う。		・令和3年度、サテライト教室に通う不登校児童生徒が増加(令和2年度54人→令和3年61人)した。令和3年度も教育支援室「ほっとすてつぶ EAST」と「ほっとすてつぶ WEST」の教育室は「EAST40名・WEST70名」完結する。また令和3年度から教育支援室「ほっとすてつぶ SOUTH」(定員20名)を開設し支屋をを行った(14名)。 ・令和2年度では教育支援室の定員が60人であったが、令和3年度は「ほっとすてつぶSOUTH」の設置を行い、定員が80名に増加した。		-	維持(継続)	・不登校児童生徒の実態を把握し、未然防止を図るとともに、個々の状況に応じ不登校児童生徒への支援を行うため、「ほっとすてつぶ EAST」「ほっとすてつぶ WEST」「ほっとすてつぶ SOUTH」「ほっとすてつぶONLINE」の運営を実施する。 ・教育支援室「サテライト教室」に登録された児童生徒が、継続して適切しやすいように環境の整備を行い、学校と密に情報共有を行うことにより、教育支援室、サテライト教室、学校が連携しながら継続的・組織的な支援につなげる。		拡充	●	03-2~③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																					
	中事業 教育支援室運営事業費	・教育支援室「ほっとすてつぶEAST・WEST」の運営と、民間委託した「ほっとすてつぶWEST.SOUTH」の運営事業業務委託を行う。		・教育支援室の「ほっとすてつぶEAST・WEST」に加え、新たに「ほっとすてつぶSOUTH」を開設したことにより、過級児童生徒数が増加するとともに、対面では過級にいく児童を自宅や学校とオンラインで繋ぐことでより学習支援を行った。		-	維持(継続)	・教育支援室「ほっとすてつぶEAST・WEST」においてもオンライン環境の整備を拡充することにより、対面では連絡しにくい児童生徒への支援を実施する。		●	03-2~③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課																						
	中事業 学校支援専門家派遣事業費	・学校が抱える児童生徒等の様々な問題にに対応するため、専門的視点から支援を行う弁護士等の専門家を派遣し、課題の早期解決を図ることに貢献する。		・令和3年度の専門家派遣回数は54回であり、相談事業が改善した割合は74%であった。 ・医療分野の専門相談会は、発達に特徴のある児童生徒に係る専門的な指導助言を受けることができ、対応方法や今後予想される課題についての理解を深めることができた。 ・教育分野の専門相談会の取扱いについては派遣回数が減少傾向にあるが、対応や指導助言、カウンセリング・マインド等に開拓する指導助言や校内研修など、派遣での相談事例を紹介・模擬開催することで、重大事案等の未然防止に寄与する。		-	維持(継続)	・いじめ対応や保護者対応の他、昨今では発達に特徴のある生徒への対応や不登校傾向にある児童生徒の事例研究、自杀予防教育等に係る相談事例も増加傾向にある。こうした状況に対応していくため、各分野の専門家派遣体制を拡充し、学校園の支援を行っていく。		●	03-2~③ (学校教育)	教育振興基本計画	いじめ防止生徒指導担当																						
	中事業 ユース相談支援事業費	・尼崎市内在住の中学生3年生から概ね29歳までの、ひきこもり状態やそれに近い状態にある、青少年及び家族に対して、重篤なひきこもりに陥らないよう、アウトリーチによる相談支援、当事者会、家族会などの支援を行う。		・令和3年度における事業申請件数は36件であり、令和2年1月から令和3年6月末までの事業申請件数は延べ79件となった。当事者会によるアウトリーチ支援を実施したほか、当事者会は36回、家族交流会を1回開催した。 ・令和3年6月に市立中学校全17校を訪問してユース相談支援事業の説明をしつかえ、子ども教育支援課と連携して長期欠席生徒の情報を共有し、欠席日数が多くてもいると推測できる生徒について各中学校と情報共有し、必要な生徒に本事業を提案できるよう協力を依頼した。 ・保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があつた方やひきこもり状態も比較的重篤でない方やひきこもり状態多くなっている状態が重複するなど、支援を必要とする対象者に本事業について知つてもらう機会を増やしていくことが課題である。		維持(継続)	・令和3年度に引き続き、支援を必要とする中学3年生に当事者が介入を提案できるよう市立中学校やこども教育支援課に協力を依頼し、情報共有の機会を増やしていく。 ・令和4年度は既存の連携機関に加えて、新たに発足した重層的支援推進事業やひきこもり等支援事業との連携や、地域課との協働により、まだ事業につながっていない対象者に対して支援が届けられるように周知啓発に努める。		拡充	●	04-3~④ (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	こども相談支援課																						

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策 理念	施策の 方向性 ・取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																		
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																																			
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																			
基本施策4: 就労・就労																																			
① 就労に 関する 支援・ 相談体制等の充実 ② 就労支援センターの運営と連携して、地域の就労支援機関とのネットワーク会議を定期的に開催して、課題の共有や連携の強化を図るとともに、「兵庫県が設置する専門の就労支援機関(障害者職業センター、障害者就労・生活支援センターなど)と連携して、地域の就労支援体制の充実に取り組みます。」	中事業	障害者(児)自立支援事業費	・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付等として支給する。	・就労系サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和3年度は1,542人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに応えてきている。	-	維持(継続)	-						●	06-2-② (障害者支援)	障害福祉計画	障害福祉政策担当																			
	中事業	身体障害者更生訓練費給付事業費	・障害者が就労または機能回復のため訓練を行った日数により訓練手当を支給する。また、通院による訓練を受ける場合は通所にて必要な経費を支給する。(延べ利用者数33人)	・コロナ禍により延べ利用者数は前年度と比較して減少しているが、身体障害者は社会復帰の促進や経済的な負担軽減を図ることができた。(延べ利用者数33人)	-	維持(継続)	・訓練に必要な経費の支給により、社会復帰の促進を図るために今後も継続して実施する。			●	06-2-② (障害者支援)		障害福祉課																						
	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援事業)	・就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職域開発、関係機関との連絡及び調整など。	・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。	-	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ具体的な支援となるよう、障害者就労支援センター事業の見直しを含め、「障害者就労・生活支援センターのリバーリングの役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。			●	●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																					
	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援事業)	・就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職域開発、関係機関との連絡及び調整など。	・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。	-	維持(継続)	・現在は一般就労(就労移行支援)を中心に関連している「就労支援ネットワーク会議」の運用方法を見直し、今後は福祉的就労(就労継続支援)や職路拡大等に関する課題についても協議していく。			●	●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																					
	中事業	障害者雇用推進等事業費(ハートフルオフィスup×3(アップスリー))	・市役所における職業者雇用とし、尼崎市版「チャレンジ雇用ハートフルオフィスup×3(アップスリー)」に応じて多様な形での雇用をして始めた尼崎市版「ハートフルオフィスup×3」で、会計年次雇用員数(非常勤業務補助員)として任用された障害者(スタッフが、ジョブコアの支援を受けながら、アウトソーシング等にならずに府内各課に残る単純定型業務(封入作業、PC入力、書類スキャニング等)を行う)。	・障害者活躍推進計画の取組項目「障害特化型雇用」に該当する障害者(一般就労のステップアップ等)に対する雇用で、会計年次雇用員数(非常勤業務補助員)として任用された障害者(スタッフが、ジョブコアの支援を受けながら、アウトソーシング等にならずに府内各課に残る単純定型業務(封入作業、PC入力、書類スキャニング等)を行う)。	-	維持(継続)	・「ハートフルオフィスup×3」については雇用枠を9人に増員し、毎年3人程度の入れ替りを想定して、計画的に採用していく。 ・up×3スタッフを庁内の各職場へ派遣する「インターン配置」の実施			●	●	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当																					
	中事業	障害者雇用推進等事業費(障害者雇用)	・障害のある職員等の職業生活に係る相談事等について、障害者雇用促進法で定める障害者職業生活相談員が関係部署等と連携しながら対応する。	・障害のある職員の職業生活相談窓口を令和3年10月に開設した(R3相談件数:7件)。	-	維持(継続)	-			●	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当																						
	中事業	障害者雇用推進等事業費(障害者雇用推進研修(職員研修)の実施)	・職員の合理的配慮の理解の浸透をテーマに研修を行う。	・障害者活躍推進研修では、全所長を対象に、合理的配慮をテーマに30分の動画で実施した。 ・障害者週間(12/3-9)に合わせ、「合理的配慮を学ぼう」をテーマに、事例を5日連続日替わりで府内電子掲示板に掲載した(閲覧数:113-193件・延べ824件)。	-	維持(継続)	・障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大			●	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当																						
	中事業	障害者就労チャレンジ事業費(障害者就労チャレンジ事業)	・随時の雇用員(チャレンジャー)として雇用し、就労実習などの支援を行う。	・「障害者就労チャレンジ事業」でも14人を短期雇用し、就労実習等を行う。	・就労系サービス事業所が依然増加傾向にあるなど、市内に障害者就労の場や機会が充足してきたことで、市役所での障害者就労チャレンジ事業においては一般就労に向かう実習ではなく、主に就労意欲の喚起を目的とした利用が大半を占めている。	変更(新規・拡充・行革)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ具体的な支援となるよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、「障害者就労・生活支援センターのリバーリングの役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。	行革		●	●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																					
	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(しごと会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・新型コロナ感染拡大防止の為ビデオ通話サービスを活用する等開催手法を工夫し、フォーム等を開催できた。	-	維持(継続)	・自立支援協議会の開催にあたっては、運営面での負担軽減に向けて、コロナ禍での開催手法を参考に、引き続き運用手法の見直し等を進めしていく。			●	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																					

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策 題 目	施策の 方向性 ・取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名														
										事業 事業	事業 事業	事業 事業																			
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																															
重点課題2.生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																															
基本施策4:雇用・就労																															
●障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成制度の周知等に努め、障害のある人を雇用する企業等の支援に取り組みます。また、重度の障害のある人の雇用促進に取り組む「阪神友愛食品(株)」への支援を行います。																															
(1)雇用機会 の促進 ・企業等への 支援・理 解の促進	②企 業等へ の支援	その他取組	各種助成制度や施設案内等の周知	府内関係課およびハローワーク等の外部の関係機関と連携して、各種助成制度や施設案内等の普及啓発に努める。	—	—	維持(継続)	・今後も継続して実施する。								しごと支援課															
		その他取組	「阪神友愛食品(株)」関係事業	—	・知的障害者(児)の職場適応能力を向上させる目的とした能力開発センターの募集周知を行うほか、生活協同組合コープくべや兵庫県、阪神1町1市で構成されている取締役等に参加するなし、就労支援に係る情報提供を行っている。	—	維持(継続)	—								障害者計画	障害福祉政策担当														
①多様な形態での就労支援 ②多様な就労	①多 様な形 態での 就労支 援	中事業	企業内人権研修推進事業費	・企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務を委託とともに、市内企業に対して研修会等を開催することにより、企業における人権問題への正しい理解と認識を深める。	・2回の研修とともに、研修後のアンケートでは、新たな気づきを得て理解度が高まつたとの回答があり、研修内容に対する満足度は高かつたが、参加人数は少なかった。	・職場環境が多様化する中で、人権問題の正しい知識を習得し、伝達することは、企業が社会的責任を果たす上で必須であり、企業内で自主的に人権啓発をするよう促していく必要がある。	維持(継続)	・今話題になっている人権問題をテーマにすることにより受講意欲を高めなど、受講者層に努める。また、従前より市内在住がさまでホームページへの掲載、企業への個別連絡等により研修の周知を図っているが、今後も、より多くの企業が参加できよう、周知の方法等について工夫する。 ・近年、国際社会でもジェンダーの知識不足によるラバーンや女性経営者損失等について、高い關注が寄せられる。また、女性の就労率(日本は再び外国)、労働者の倍率が見込まれることなどを踏まえて、市内企業に対し、これらをテーマとした研修を実施していく。		●	11-3-② (地域経済・雇用就労)	雇用計画	しごと支援課																		
		中事業	障害者(児)自立支援事業費	・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自己支援給付等として支給する。	・就労系サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和3年度は1,542人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに応えていている。	—	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ一貫して実施するよう、委託就労支援機関の役割や市の再整理に向けた検討を進めていく。また、現在は一般就労(就労希望支援)を主としながら、就労支援ネットワークの運営方針を見直し、今後は福祉的就労(就労継続支援)や就労拡大等に関する課題についても協議していく。		●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																		
		中事業	生産活動拡大支援事業費	・新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が減収している就労継続支援事業所が、その生産活動の拡大に向けて行事業に係る経費を助成する。	・令和3年度は3法人3事業所に対して、生産活動の拡大に向けて必要な経費を助成するところ、口座預金における事業所の受注機会の拡大等につながっており、利用者に対する就労支援(資金・工賃の維持)に寄与した。	—	廃止	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業などとして創設された国庫補助事業(令和3年補正予算)であるため、今後の国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。		●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																		
	②多 様な就 労	中事業	地域活動支援センター事業補助金	・地域活動支援センターの運営に要する費用の一部を補助する。	・利用者の障害の状態や休憩等に応じた利用ができる小規模作業所等の運営に要する費用の一部をとした日中活動系サービスとは異なり、一般的な利用が困難な障害のある人の支援の場としての役割を有しているため、県制度と連携しつつ独自の支援金を行うことで、安定的な運営と活動の場を確保することができた。	・地域活動支援センターから日中活動系サービスの事業者への移行ケースもあることより利用者数はほぼ横ばいであるが、利用者等に対する一定の日中活動の場を提供でき、多様な活動の場の確保に向けた、運営を支援していく必要がある。	維持(継続)	・地域活動支援センターへの運営補助についてには、引き続き、県制度と連携しつつ本市独自の支援(重複算定費や借上費等の補助)も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。		●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																		
		中事業	障害者小規模作業所運営費等補助金	・小規模作業所の運営に要する費用の一部を補助する。	・利用者の障害の状態や休憩等に応じた利用ができる小規模作業所は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人の支援の場としての役割を有しており、県制度と連携しつつ独自の支援金を行うことで、安定的な運営と活動の場を確保することができた。	・令和3年12月に兵庫県の「行財政運営方針の見直し(一次案)」が出され、小規模作業所の県補助金が令和4年度から段階的に見直されて、令和7年度で廃止されることになった。	維持(継続)	・本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止することとするが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助金を分担市が負担する支援策を行なうとともに、本市独自の支援(重複算定費や借上費等の補助)も行なう中で、定期的な運営と活動の場の確保に努めていく。	行革	●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																		
		その他取組	「障害者優先調達推進法」関係事業	・リストの更新 ・特定随意契約の業者選定など	・令和3年度契約実績 6件	—	維持(継続)	—							06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当														
③販路拡大等の支援	②販 路拡 大等の 支 援	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援施設等販路開拓事業)	・障害者就労支援等の製品等の販路開拓に向けた支援を行う。	・障害者就労支援等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ(jyoriplaza.com)を活用した広報・販売促進活動や共同受注・発注企業と受注企業のマッチングなどに取り組みます。また、企業イベントへの出店や市役所内での県大会尼崎ランナーのPRを定期的に行催します。	—	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ一貫して実施するよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、障害者就労・生活支援センターのりのりの役割や機能の見直し、県内市町村の連携を進め、県内市町村の連携による移動支援会議の運営方法を見直す。翌年度(令和5年度)は、(1)販路開拓支援事業B型(2)障害者就労支援事業A型(3)就労支援ネットワーク会議の運営方法を見直す。その後は福祉的就労(就労継続支援)や就労拡大等に関する課題についても協議していく。		●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策		取組内容(第4期)		中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2. 生きがいを持つて自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策5: 生活環境、移動・交通																			
① 住まいの 確保等 (一) 生活環境	●グループホームの整備については、利用ニーズや事業所の運営状況等の把握に努めながら、障害のある人の重度化・高齢化に対応する日中サービス型グループホームの新規開設補助制度を活用することで、計画的な整備の促進を図ります。また、グループホームの利用者が安心して生活できるよう、消防法等の基準に適合させるための改修や設備設置など施設整備に対する支援を行います。	中事業	グループホーム等新規開設サポート事業費	・市内にグループホーム等を開設する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、開設時等に必要な初期備品や住居の借り上げ等に関する初期経費、消防設備(自動火災報知装置等)の設置経費の一部を助成し、新規開設の促進を図る。	・市内にグループホームの整備促進に向け、令和2年度は市内にグループホーム等を開設する事業者に対し、開設必要の一部を助成するとして、グループホームホーム(32定員)、短期入所施設(8定員)の新規開設の促進を図ることがあります。 ・市内グループホームの定員数は、令和2年度の491人から令和3年度には552人と着実に増加しております。	●	変更(新規充実・行革)	・グループホームの整備促進に向けては、引き続き在宅事業を有効に活用するとともに、各継続結果を基に今後の整備方策を策定し、更なる整備を検討していく。あわせて、グループホーム利用者の重度化・高齢化にも対応していく必要があるため、指定事業所ネットワーク会議で調査結果の共有や意見を伺いながら、既存ホーム等のバリアフリー(大規模)改修等に係る経費助成についても協議・検討を進めていく。	拡充	●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課					
		中事業	社会福祉施設等施設整備費補助金	・国の補助事業(社会福祉施設等施設整備費補助金)を活用し、障害者の重度化・高齢化に対応する日中サービス型グループホームを優先的に整備の促進を図る。	・「日中サービス支援型グループホーム」の整備についてでは、コロナ禍の影響等で予定より遅れたものの、令和4年4月から開設できるよう整備法人と調整等を進めた。	●	維持(継続)	・各調査結果を基に今後の整備方策を策定し、「日中サービス支援型グループホーム」の更なる整備を検討していく。		●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当					
		中事業	障害者安心生活支援事業費	・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう関係機関との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。 ・地域の拠点機能を強化するため、地域生活を支援する指定事業所のネットワーク会議を開催的に開催して、グループホーム等の利用者の把握や連携の強化を図るほか、介護者の急病等による緊急時の受け入れ・対応を行なうなど、地域の生活支援体制の充実に取り組みます。	・グループホームの利用者は、令和2年度の349人から令和3年度は392人と着実に増加しており、第4期障害福祉計画の目標値に達する100%の実績となっています。 ・地域生活支援拠点の機能強化に向けて、グループホーム等の運営者と連携するネットワーク会議については、Web会議を活用して令和4年度の連携改修や、消費生活委員会による定期的開催等で、各機関と情報共有を図った。また、生活介護事業所のネットワーク会議については、感染予防対策を実施しながら対面で回開催しており、令和4年度からの本格実施に向けて、当該ネットワーク会議の目的や今後の進め方等の情報共有が図った。	—	維持(継続)	・「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に發揮できるよう、引き続き各機関を担う支援機関等との協議を進めていく。また、令和4年度は生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な形で、サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に努めていく。		●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当					
		その他取組	—	—	—	—	維持(継続)	・市営住宅の入居者募集時に設けている障害のある人の優先枠を継続します。また、障害のある人の居住の安定の確保に向け、住宅・福祉等の関連分野における連携を強化し、民間団体や事業者等による居住支援の充実を図るとともに、賃貸住宅への入居支援として、障害のある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を行なっています。					障害福祉計画 障害者計画	住宅管理担当					
		その他取組	—	—	—	—	維持(継続)	・引き続き、住宅・福祉等の関連分野における連携を強化し、賃貸住宅への入居支援として、障害のある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を行なう。					住まいと暮らしのための計画	住宅政策課					

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

運営会議 基盤	基本施策		事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名														
	施策の方向性	取組項目																												
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																														
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																														
基本施策5: 生活環境・移動・交通																														
② 住宅のバリアフリー化	●「尼崎市営住宅建替等基本計画」に基づき、市営住宅の達替えやエレベーター設置に取り組むなど、バリア化を図ります。	中事業	市営住宅建替等事業費	・市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)建替事業及び尼崎市営住宅建替等基本計画に基づく常光寺周辺地区的建替事業を進めます。また、同計画に基づく耐震改修工事、エレベーター設置工事や、既止する市営住宅の入居者を対象に他の市営住宅への住み替えを進めます。	・宮ノ北住宅建替事業において既往住戸17棟のうち16棟を解体した。また、青木庫之荘地区において、既往住戸入居者の移転住戸にエレベーター設置工事を実施した。さらに、市営住宅の建替えや維持整備などを総合的に進めるため、市営住宅等基金を設置しました。(施設評価より)	・廃止住戸入居者の早期移転に向けて、エレベーターを設置するなど早急に移転先の確保が必要である。また、耐震性が確保された住宅は、市営住宅等基金を活用しながら、事後保全から防災安全な状態を維持を進め、ライフサイクルコスト削減を図る必要がある。	維持(継続)	・尼崎市営住宅建替等基本計画に基づき、引き続き工夫して、耐震化等を推進する。また、ライフサイクルコスト低減に向けて効率的な維持整備を進める。					●	13-2-① (都市機能・住環境)	住まいと暮らしのための計画	住宅整備担当														
		中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び精神患者に対し、日常生活用具を給付する。	・排泄支援用具(ストマ用具)を中心に日常生活用具の給付を行っており、在宅で生活している重複障害者等の生活面での自立度を高め、社会参画の促進を図っています。	・これまでにも国通知や要望等を考慮し適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しでは行っていないため、市場価格と大きく乖離しているもの多い。	維持(継続)	・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、安定的な事業運営に努める。	拡充	●	●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課																
		中事業	住宅改造支援事業費	・高齢者等の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改修に関して、相談及び助言を行うとともに、改修経費の一部を助成する。	・要支援、要介護状態等によっても、住み慣れた自分で安心して自分の生活を送ることができるよう、段差解消やドアの設置等を行なうなど高齢者等に対応した改修工事に対する経費の助成を行っており、生活支援サービスの充実を図ることができている。	-	維持(継続)	・高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、住まいの相談相談チームを通じて、それらの身体状況に応じた住宅改修の相談や助言を行っていくとともに、関係機関との連携調整や改修後のアフターケアなどを実施することで、きめ細やかな支援を実施していく。		●	●	07-2-④ (高齢者支援)	高齢者保健福祉 計画	高齢介護課																
(1) 生活環境	●障害のある人の日常生活上の便宜を図るために、日常生活用具の給付や住宅改修に対する支援を行います。	中事業	公共施設予防保全推進事業費	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全)」に基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等を精査するとともに、予防保全対象施設の詳細調査を実施する。	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全)」及び当該計画に係る対象施設のスケジュールなどを示し、改修箇所等にかかる施設等の改修工事等を示す。	・施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進めなければならない。	維持(継続)	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進んで既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。		●	●	行政運営3-3-②	第1次尼崎市公共施設保全計画	公共施設保全担当																
		その他取組	兵庫県福祉のまちづくり条例に基づく審査等の事務	・兵庫県福祉のまちづくり条例では公益的施設、公共交通、共同住宅等の施設を特定施設と定義し、それらの構造及び設備の整備等について必要な基準を特定施設整備基準として定めている。特定施設の建築等で市長への届出義務が発生する建築物の事業者に、高齢者が利用しやすいものにするため、特定施設整備基準の遵守義務及び市長への届出義務を課し、理事会は届出に基づく指導・助言・完了検査を行なう。	-	-	維持(継続)	-							建築指導課															
		中事業	道路橋りょう維持管理事業費	・市民に安全で快適な道路施設を供用するため、適切な維持管理を行う。	・新たな道路整備や改修を行う際には、「兵庫県福のまちづくり条例」等の関係法令に基づき、施設のバリアフリー化に向けて取り組んでいます。	既存の道路施設については、原状回復の修繕が主たる対応となっており、バリアフリー法や兵庫県福のまちづくり条例等で規定される基準に適合していない施設が多くある。一方で改修予算にも限りがある状況であるため、今後新たに整備される道路以外の施設更新についても検討していく必要がある。	維持(継続)	・引き続き関係法令等を遵守しつつ、誰もが分け隔てなく利用できる道路の整備を行う。				13-3-① (都市機能・住環境)		道路維持担当																
③ 公共施設等のバリアフリー化	●「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例に基づく審査等の事務」に基づき、公共・民間建築物や道路、公園等の施設のバリア化に取り組みます。また、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発します。	中事業	公園維持管理事業費	・市民に安全で快適な公園及び子ども広場等を供用するため、適切な維持管理を行う。	・新たに公園整備や改修を行う際には、「兵庫県福のまちづくり条例」等の関係法令に基づき、施設のバリアフリー化に向けて取り組んでいます。	既存の施設や遊具については、原状回復の修繕が主たる対応となっており、バリアフリー法や兵庫県福のまちづくり条例等で規定される基準に適合していない施設が多くある。一方で改修予算にも限りがある状況であるため、今後新たに整備される公園以外の施設更新についても検討していく必要がある。	維持(継続)	・引き続き関係法令等を遵守しつつ、誰もが分け隔てなく利用できる公園のインクリューシブ化について研究を行う。				13-2-① (都市機能・住環境)		公園維持課																
		中事業	公共施設予防保全推進事業費	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全)」及び当該計画に係る対象施設のスケジュールなどを示す「実施計画」について令和4年2月に改訂を行なうとともに、当該計画に基づき、順次各施設の詳細調査を実施し、工事に着手したところである。	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進んで既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。	・施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進めなければならない。	維持(継続)	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進んで既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。		●	●	行政運営3-3-②	第1次尼崎市公共施設保全計画	公共施設保全担当																
		その他取組	公共施設マネジメントの着実な推進	・公共施設の整備の際は、スロープの設置やオストメイト対応トイレの整備、障害のある人等の専用駐車スペースの確保など、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。	・基本方針に掲げた取組を推進するために策定・実施する「第1次尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全」、「第1次尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全」、「第1次尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全」等の各種計画に基づいた具体的な取組を進めるにあたっては、市民・利用者の意見を耳に傾くながら、バリアフリー化など誰もが利用しやすい施設の整備を行っている。	・基本方針に掲げた取組を推進するために策定・実施する「第1次尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全」、「第1次尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全」等の各種計画に基づいた具体的な取組を進めるにあたっては、市民・利用者の意見を耳に傾くながら、バリアフリー化など誰もが利用しやすい施設の整備を行っている。	維持(継続)	・基本方針に掲げた取組を推進するために策定・実施する「第1次尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全」、「第1次尼崎市公共施設マネジメント基本方針:予防保全」等の各種計画に基づいた具体的な取組を進めるにあたっては、市民・利用者の意見を耳に傾くながら、バリアフリー化など誰もが利用しやすい施設の整備を行っている。		●	●	行政運営3-3-①	尼崎市公共施設マネジメント基本方針 尼崎市公共施設等総合管理制度計画	ファシマネ推進担当																

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策 種別 番号	施策の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名													
										●																				
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																														
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																														
基本施策6: 生活環境・移動・交通																														
① 公共交通機関の整備等 ② 移動環境 ③ 外出に係る支援	公共交通機関の整備等	中事業	交通政策推進事業費(公共交通利用環境向上支援補助金)	・尼崎市域で運行する公共交通事業者が利用率等の安全性や利便性の向上を図るために実施する取組を支援するため、それに基づく経費に対し助成金を交付する。	・公共交通利用者の安全性や利便性の向上に寄与している。	—	維持(継続)	・引き続き、本制度を周知することで、公共交通事業利用者の安全性や利便性の向上を図る。				●	13-3-① (都市機能・住環境)	地域交通計画	都市戦略推進担当															
		中事業	道路横りょう維持管理事業 等	・道路工事の際に歩道のバリアフリー化等を実施	・鉄道駅の徒歩圏(半径800m)において歩道のバリアフリー化等を実施	—	維持(継続)	・引き続き、安全で快適な歩行空間の環境整備等に取り組む。				●	13-3-① (都市機能・住環境)	地域交通計画	都市戦略推進担当															
		その他取組	兵庫ゆりあい駐車場制度	・障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の「兵庫ゆりあい駐車場利用証」を交付する。	・令和3年度 交付枚数:523人	—	維持(継続)	・引き続き、窓口等において、必要と思われる方への制度の案内等を行い、適正な利用を図る。				●	障害者計画	健康福祉局企画管理課																
	移動環境	中事業	乗合自動車特別乗車証交付事業費	・市内に住所を有し、身体障害者手帳(1~4級に限る)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳を所持する者に対し、市内の停留所で乗車・降車する場合に限り無料で利用できる特別乗車証(ICカード)を交付する。	・令和2年度は交付枚数は伸び、バスの利用(負担金)は令和2年度に比べ約2.9%の増である。コロナ禍の影響から緩やかな回復となっている。 ・乗合自動車特別乗車証交付事業は、高齢者移送サービス事業や福祉タクシー利用料助成事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらうちから一つのサービスを選択できるもので、交付枚数は増加傾向にあり、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとされている者等の社会参加の促進を図ることできた。	—	維持(継続)	・引き続き、本制度を周知することで、障害者等の社会参加の促進を図ること。				●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	福祉課															
		中事業	重度心身障害者(児)福祉タクシーチケット利用料助成事業費	・対象者に尼崎市福祉タクシーチケットを交付し、タクシー利用料の一部を助成する。	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	—	維持(継続)	・重度心身障害者(児)の外出を支援するため、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。				●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課															
		中事業	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	・対象者に尼崎市リフト付自動車派遣登録券(有効期間1年)を交付し、リフト付自動車派遣費用を助成する。	・尼崎市リフト付自動車派遣事業は、乗合自動車特別乗車証交付事業、バス特別乗車証、高齢者移送サービス事業、福祉タクシーチケット利用料助成事業を含め、それらのうちから一つのサービスを選択できるものである。派遣件数は、コロナ禍における外出自粛の影響により、令和2年度は例年比較して減少したが、令和3年度は増加している。年次推移としては増加傾向にあり、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、重度心身障害者(児)の社会参加の促進を図ることができた。	—	維持(継続)	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。				●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課															
	外出に係る支援	中事業	自動車運転免許取得・改造助成事業費	・身体障害者の運転免許取得や、自身が運転するために必要な自動車の改造費の一部を助成する。	・利用件数は、年ごとに増減はあるものの、毎年一定程度の利用があり、身体障害者の活動範囲を拡大し、生活の向上に寄与している。	—	維持(継続)	・身体障害者の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。				●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課															
		中事業	障害者(児)移動支援事業費	・在宅障害者(児)が指定事業者からガイドヘルプサービスを受けた場合、それに係る費用の一部を事業者に支給する。	・延べ利用者数については、前年度と比較して横ばいとなっているが、コロナ禍においては障害のある人への外出支援として、自立生活等の促進に寄与した。 ※利用状況については、障害福祉計画で進捗管理	—	維持(継続)	・地域で暮らすために必要な外出支援を確保するため、今後も継続して事業を実施する。				●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課 障害福祉政策担当															
		その他取組	同行援護の運用見直し	・複数障害のある人の外出を支援する「同行援護」については、当事者団体等との協議を進め、運用(基準)の変更案をまとめた。	—	維持(継続)	・同行援護の運用変更については、令和4年4月に利用者・事業者向けの説明会を開催するなどして周知等に努め、同時に、支給決定基準(ガイドライン)等を整理して、新たな運用を開始していく。				●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 概念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所調名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策5：生活環境・移動・交通																																		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策 種別	施策の 方向性 ・取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名														
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																															
重点課題2.生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																															
基本施策6：生涯学習活動																															
(1) 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術・地域交流)	① 活動機会・環境の充実	中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費(尼崎市障害者(児)スポーツ大会)	・重度の障害がある者も参加できるようなスポーツ大会を本市で開催する。	・尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、令和3年6月11日に市内の当事者団体の代表者で構成している「尼崎市障害者(児)スポーツ大会実行委員会」を開催し、大会開催の可否等について協議を行った。その結果を踏まえつつ、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、大会中止を決定した。	-	維持(継続)	・尼崎市障害者(児)スポーツ大会の開催における新たな種目の検討や効果的な開催方法について協議するなど、引き続き、イベントの活性化に向けて検討していく。また、令和4年度についても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、実行委員会で協議のうえ、開催の可否を検討する。					●	06-2-④(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課															
		中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費(兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催に伴い、スポーツに関心のある障害者をサポートする。	・参加人数:33人・競技内容:陸上や水泳、卓球、サウンドテープルテニスなど	-	維持(継続)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加は、障害者スポーツに取り組む者にとって大きな目標や目標となるため、参加者数が増加するよう、引き続き、当事者団体等との連携を図りながら、情報を交換していく。				●	06-2-④(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																
		中事業	パラリンピック応援事業費	・聖火を採火し、市内の施設に展示するとともに、聖火の立ち寄り先となる各施設において大会の機運醸成を図るため、各種イベントを行う。また、尼崎ゆかりのパラリンピック出場選手を応援するため、出場選手の懸垂幕設置を行う。	・東京パラリンピックへの機運を醸成するための記念イベントとして、記念公園総合体育館や身体障害者福祉会館、尼崎城にて、聖火パレードやパラスポーツ体験会、ハラストボーゼのパネル展示等を実施する事業を通じて、障害者スポーツの普及啓発や共生社会の実現に向けた理解促進に取り組んだ。	-	廃止	・東京2020パラリンピック開催に伴う事業であるため、廃止する。				●	06-2-④(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																
		その他取組	健康・体力づくりの促進(障害者スポーツの推進)	・スポーツを通して障がい者の健康、体力づくりを普及促進するため、使用可能な施設を整備するとともに、地区体育館で開催される障がい者による県大会以上のスポーツ大会及びグループでの地区体育館の利用を支援する。	(スポーツ振興事業団基金事業) ・障がい者スポーツ支援事業として立花体育馆で兵庫県障がい者フライングディスク大会を誘致し、連携して開催する。また、新規事業として、兵庫県スポーツ大会奨励金は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となってしまった障がい者スポーツグループへの施設使用料の補助は利用実績無し。	-	維持(継続)	-						スポーツ推進計画	スポーツ推進課																
	② 活動機会・環境の充実	中事業	尼崎市文化振興財団補助金	・本市の文化振興の拠点として、尼崎市文化振興財団に補助金を交付し、文化の向上発展を図る。	・尼崎市尼ふれあいギャラリー「～希会～第4回生きる力を育む書道作品展」(※)を10月に開催し、身体に障害を持つ人やその家族による書道作品を展示了。 ※自発的活動支援活用事業補助金活用事業	・展示内容や参加団体の多様化に対応しつつ、ギャラリーを正しく安全に使用していただけるよう工夫していく必要がある。	維持(継続)	・尼崎市総合文化センターは、現在(公財)尼崎市文化振興財団が管理運営を行っているが、令和6年度より市に移管し指定管理者制度を導入予定である。市移管後は、指定管理者と協議しながら障害のある人の文化芸術活動を推進するための事業を進めていく。				●	01-2-③(地域コミュニティ・学び)	文化ビジョン	文化振興課																
																障害福祉政策担当															

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策	達成 方向性	取組項目	取組内容(第4期)		中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所轄名																	
			事業 内容	取組 方針																																
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																				
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																																				
基本施策6：生涯学習活動																																				
① 生涯学習活動（スポーツ・文化芸術・地域交流）	③ 活動の支援	④ 提供に関する情報	中事業	地域福祉推進事業費(地域福祉推進事業補助金)			・市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員12人の配置にかかる経費を補助する。	・地域福祉ネットワーク会議では、地域のつながりづくりに向けたアマチャーナーと市民農業委員会や高校生を協力して地域活動団体間の情報交換会、医療や高齢者との連携による活動等を実施する。	・地域福祉ネットワーク会議で地域課題の協議や実績が進められているが、見守りや要配慮者支援といった全市共通課題の好事例の全市展開が見守りや独居高齢者のみ出し、障害児の虐待支援活動等につなげたほか、手の発達の遅い障害者や高齢者等を対象とした市民活動団体との交流会を行った。	維持(継続)	・市社協と連携し、各地区地域福祉ネットワーク会議での好事例や全市共通の課題の実践例等を各地区で共有し、取組に活用していく。				●	05-1-②(地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当																		
			中事業	社会福祉関係団体補助金(ボランティアセンター事業補助金)			・市社協のボランティア活動普及・啓発事業やボランティアグループ助成事業の経費の一部を補助する。	・ボランティア活動等においては、登録者に具体的な活動を提示することで、下校時見守りや独居高齢者のみ出し、扶養手当サポートセンター利用世帯の障害者のみ出し、扶養手当サポートセンター利用世帯の障害者の見守り活動等につなげたほか、試行時に見守りや独居高齢者や生活支援センターを運営する者を対象とした市民活動団体との交流会を行った。	・相談受付及びコーディネート件数が減少しているのは、コロナ禍で活動や活動者の受入先が減少しているためである。	維持(継続)	・関係部局や市社協と連携し、「むすゞ」でのマッチングによる課題解決事例を支援関係機関、市民活動団体と共有し、活動希望者に応じた活動の確保を進め、ボランティア活動への参加を促進する。			●	05-1-②(地域福祉)	地域福祉計画	福祉課																			
							・「むすぶ」等では、登録者に具体的な活動を提示することで、下校時見守りや独居高齢者のみ出し、扶養手当サポートセンター利用世帯の障害者の見守り活動等につなげたほか、試行時に見守りや独居高齢者や生活支援センターを運営する者を対象とした市民活動団体との交流会を行った。	・ボランティアへの参加が少ない様々な層への効果的な情報発信や、コロナ禍で活動者の受入先が減少しているため、「むすぶ」登録者等の多様な活動志向に応じた活動先の確保が課題となっている。	維持(継続)	・活動希望者の多様な活動志向に応じた活動先の確保に向けて、市民活動団体の把握を進め、活動希望者と市民活動団体との交流会等を実施するほか、支援を必要とする個人とのマッチングを検討する。			●	05-1-②(地域福祉)	地域福祉計画	福祉課																				
			中事業	地域福祉推進事業費(地域福祉啓発事業補助金)			・市社協が行う地域の様々な団体が自主的に行う地域福祉活動についての理解を深めたための研修会等や地域福祉活動の周知、参加促進活動に対しての助成経費を補助する。	・(実績) 活動団体数 593単位福祉協会(主な活動内容) 世代間交流事業など	—	維持(継続)				●	05-1-②(地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当																			
			中事業	支え合いの人づくり支援事業費(福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の学びの場支援事業)			・市の各課が市民活動団体と共催して福祉に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。	・地域の要支援者への理解を深めるため、尼崎市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)や障害当事者団体と協議し、コロナ禍における支援者と要支援者の双方の想いや取組を踏まえた「要支援者と要支援活動等に対する協定」が作成されたほか、地域住民同士で支え合いの意識の醸成につながった。	・参加者の活動への参画意識の高まりは見られたものの、コロナ禍で一緒に活動するのの確保がより困難となっていることへの不安の声もあり、参加者が地域住民や市民活動団体につなげる取組が必要となっている。	維持(継続)	・地域振興センターや市社協と連携し、「防災」等の身近に感じる地域課題をテーマに、多様な主体が参加・交流する学びの場づくりを行うとともに、活動のきっかけとなる地域の好事例の共有を行なう。			●	05-1-①(地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当																			
			中事業	支え合いの人づくり支援事業費(支え合いを育む人づくり支援事業)			・高校生や大学生が尼崎市内で活動する市民活動団体と協働し、市内をフィールドとして取り組む授業や研究活動等の費用の一部を補助する。	・将来の使いづらさを防ぐために、大学生や高校生などコロナ禍でも活動する自治防災会や子ども食堂活動団体とのつながりにより、9月16グループが市民活動団体と協働し、地域貢献活動に取り組んだ。	—	維持(継続)	・引き続き、府内の関係部局や市社協と連携し、地域活動を希望する学生等を市民活動団体につなげる。			●	05-1-②(地域福祉)	地域福祉計画	重層的支援推進担当																			
							・地域振興セミナーが、障害のある子の母親が子育ての不安や悩みを気軽に話し合える場が欲しいという声を受け、地域でどいの音をスタートさせた。地域担当職員が専門家としてコムニティーサーシャルワーカーの参画を依頼したことで、悩みを共に考え方サポートする場が創設することができた親達が子育ての視点を意識した取組を全市へ広げていく必要がある。	・多様な人(性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など)が知り合える場をつくる、「マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる」、市内の各部局や地域住民、団体と一緒に作り上げる」といった視点を意識した取組を全市へ広げていく必要がある。	維持(継続)	・取組の中に多様な人が知り合える視点が含まれているか、マイノリティを意識しながら、府内各課、地域住民、団体が共に場づくりに関われるよう地域における意見知りのネットワークを広げていく。			●	02-1-①(人権尊重・多文化共生)																						
			中事業	自発的活動支援事業			・障害者やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域における理解の促進を図る。	・コロナ禍により募集を見送った、	—	維持(継続)	・取組の中に多様な人が知り合える視点が含まれているか、マイノリティを意識しながら、府内各課、地域住民、団体が共に場づくりに関われるよう地域における意見知りのネットワークを広げていく。			●	02-1-①(人権尊重・多文化共生)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当																			

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策	施策の 方向性	取組項目	取組内容(第4期)			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																		
			事業 内容	取組 方針	実績 目標																																	
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																						
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																						
基本施策7: 安全・安心																																						
③ 避難所の充実	●避難所において障害のある人が、必要な物資等を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、避難所生活においての運営体制の整備やバリアフリーの配慮に取り組みます。また、手話通訳者やボランティア等との連携を図り、避難所等の支援体制の整備に努めます。			中事業	防災対策等事業費(灾害備蓄整備事業)	・防災総合訓練や非常用物資の備蓄等を行うとともに、災害時に発生する膨大な情報を含むリアルタイムで共有できる災害マネジメントシステムの運用などにより、防災体制の充実を図る。	・備蓄計画の更新を行い、長期保存が可能な食料品、高齢者や乳幼児等にも食べやすい食料品やアルゼンギー対応の食料品に見直しを行い、高齢者・乳・幼児・女性・アルゼンギー疾患の方などへの配慮を含めた備蓄品目の充実を図った。	・備蓄場所については、さらなる拡大に向けて地域内のバランスも考慮しながら検討する必要がある。	維持(継続)	・備蓄計画に基づき備蓄品の配備を進め、分散備蓄について、現在の20箇所から各地区小学校1校への配備の拡大を進め、26箇所とする。				●	●	10-2-②(消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課																				
	●障害のある人が円滑に避難できるよう、災害時の連絡先や避難場所の周知に努めます。また、指定避難場所における要配慮者室の充実や福祉避難所の指定拡大等に取り組むとともに、平常時ににおいても指定された施設等との連携の強化を図ります。			中事業	災害時要援護者支援事業費	・福祉避難所の指定等	・老人福祉施設、I障害福祉サービス事業所の4施設を新たに福祉避難所に指定した。(令和4年3月末44施設)また、開設運営マニュアルの作成支援を行い、2施設でマニュアルを作成した。	-	維持(継続)	・要支援者の避難先確保に向け、施設等への働きかけや福祉避難所指定施設のマニュアル作成支援を行なう。			●	●	10-2-⑤(消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進担当																					
	中事業	地域防災力の向上事業費	・災害時の多様な避難場所の周知啓発 ・マイ避難カードの作成	・出前講習や訓練等において、ハザードマップ等を活用したマイ避難カードの作成や「在宅避難」や「お知り合い避難」等の多様な避難行動を啓発を行なった。	・円滑な避難行動を支援するため、引き続き、防災意識の啓発に取り組む必要がある。	維持(継続)	・引き続き、出前講習や訓練等において、ハザードマップ等を活用したマイ避難カードの作成や「在宅避難」や「お知り合い避難」等の多様な避難行動を啓発を行なう。 ・指定避難場所における要配慮者室の充実については、1.17は忘れない地域防災訓練等を通じて、検討を行なっている。		●	●	10-2-⑤(消防・防災)	地域防災計画	災害対策課																									
④ 防災対策 関係機関等との連携	●当事者団体や地域の関係団体、事業者、公的機関等と連携して、「長者虐待」や「不適切な介護」等の問題、本市における防災対策や災害時の支援体制等についての意見交換や問題解決に向けた検討を行うとともに、相互の連携の密着化に努めます。また、会議で出した意見等は市のホームページに掲載するなどして、その共有を図ります。			中事業	災害時要援護者支援事業費	・当事者団体や地域の関係団体、事業者、公的機関等と連携して、「災害時要援護者支援連絡会」「災害時要援護者支援連絡会」等の組織等を構成し、災害時に発生したときに支援を必要とする方にに対して、行政等と地元が連携して迅速かつ的確に避難支援活動等を行なうことを目的として、意見交換及び課題解決に向けた検討を行なう。	・国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定をまとい、本市の限られた体制の中での計画的な個別避難計画作成の考え方について、当事者団体やケアマネジメント協会、居宅介護支援事業所連絡会等の支援関係者との意見交換等を実施した。	-	維持(継続)	・個別避難計画の試行的な取組の検証結果や問題点等を踏まえ、個別避難計画を作成する手順等を整理するとともに、要支援者システムを活用した災害リスクの高い避難行動要支援者の把握や、地域の支援関係者等への働きかけ等を通して、個別避難計画の計画的な作成に着手する。			●	●	10-2-⑤(消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進担当																					
	●自然災害の発生や感染症の流行時においても、障害のある人が機知練達して必要な福祉サービス等を受けることができるよう、サービス事業者等における災害対策や業務継続に係る計画作成の推進、連携体制の構築に努めます。																				障害福祉政策担当																	
⑤ 緊急通報等の充実	●日常生活における一人暮らしの障害のある人等の安心感の確保や緊急時の早期支援を可能にするため、緊急通報システムの普及と利便性の向上に取り組みます。			中事業	在宅高齢者等あんしん通報システム事業費	・急病や事故等の緊急時に迅速、適切な援助や、お元気コールを行うことで、独居の高齢者、障害者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図る。	・新たに携帯電話型機器の導入や近隣協力員を不要にする等により、新規加入者が令和2年度の33件から令和年度の197件と大幅に増加した。また、高齢者シニアセンターの通報機器を高齢者名簿差避難行動要支援者名簿との連携などを実現した。	・あんしん通報事業については、利用が必要な高齢者等に事業者の情報が伝わるよう、効果的に事業を周知する必要がある。	維持(継続)	・利用が必要な高齢者等に事業などの情報が伝わるよう、効果的に事業を周知する必要があることから、各種広報媒体や地域団体等を通じて、広く周知を図っていく。			行革	●	●	07-2-④(高齢者支援)	高齢者保健福祉計画	高齢介護課																				
	●詫喰障害のある人など、会話による緊急通報が困難な人を対象とした、火災・緊急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の普及啓発活動	その他取組	「尼崎市WEB119及びFAX119」の普及啓発活動	詫喰障害があるなど、会話による119番通報が困難な人に対する火災・緊急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用の啓発に取り組みます。	・尼崎市公式ホームページへの掲載による広報・事業所向け広報誌への掲載・心身障害者(児)福祉の手引きへの掲載	市内に在住する詫喰障害がある人全員に対して、緊急通報に係る手法ヒンズテムへの利用登録を周知する必要がある。	維持(継続)	・今後も継続して普及啓発活動を実施する。次年度以降、契約業者の変更に伴い「尼崎市WEB119」は「尼崎市Net119」と名称が変更								障害者計画	消防局企画管理課 (情報指令課)																					

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

課題 区分	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																
	施策の 方向性	取組 項目																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策7：安全・安心																																		
① 防犯対策の推進 ～2～ 防犯対策 ～ 消費者から の防 止及 び被 害者ト ラブル の防 止及 び被 害者 からの 救済	① 防犯対策の推進	●警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報啓発活動の推進を図り、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。また、障害のある人の広報・啓発にあたっては、当事者団体と協力して取り組みます。	その他取組	街頭犯罪防止講座事業	・尼崎市の街頭犯罪の認知件数は、減少傾向にあるが、いままで兵庫県内でも高水準にいるところから、更なる減少を図るために、市民に対して主に街頭犯罪の防止のための講座を開催することにより、市民の自己防衛力の向上を図り、より街頭犯罪認知件数の減少に繋げます。	・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い講座申込件数が大幅に減少し、今年度の開催は1件のみであった。	・今年度、障害者団体より講座申込もあったが、開催日前に新型コロナウイルスの感染が再拡大したため先方より開催中止を申し出られるケースもあった。講座・受講者層の性質上開催は慎重にならざるを得ない状況にある。	維持(継続)	・年々巧妙化する詐欺の手口について兵庫県警察と連携し情報収集に努めるとともに、受講者に対して情報及び対策方法を還元することで防犯力の向上に寄与する。					●	09-1-① (生活安全)	生活安全課																		
		●聴覚等に障害のある人の緊急通報手段となる「110番アブリ」や「ファックス110番」(兵庫県警察)の利用の啓発に努めます。																																
	② 消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの教訓について必要な情報提供を行うとともに、障害のある人の特性に配慮した電話やファックス等による消費生活相談の環境の整備に努めます。また、関係機関等と連携を図ることで消費者トラブルの防止や被害からの教訓に取り組みます。	中事業	消費生活安全推進事業費	・巡回講座等の啓発活動を通じ、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多重債務を含めた消費生活相談の実施により、被害に遭った消費者を救済する両輪の取組で、消費者の健全な消費生活を支える。	・相談方法について、電話、ファックス等に加え、令和4年4月1日から市公式HPに設ける消費生活相談受付フォームで終日申し込みによる整備を進めた。	—	維持(継続)	・令和4年4月1日から消費生活相談フォームによる申し込みを開始し、引き続き、府内の関係部局などと連携し、相談者の環境の向上につなげる。				●	09-1～③ (生活安全)	生活安全課																				
	●障害のある人の消費者トラブルの防止や消費者としての利害の擁護・増進に資するよう、消費生活に関する相談や講座等をその障害の特性に配慮して適宜実施し、障害のある人等に対する消費者教育を推進します。	中事業	消費生活安全推進事業費	・巡回講座等の啓発活動を通じ、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多重債務を含めた消費生活相談の実施により、被害に遭った消費者を救済する両輪の取組で、消費者の健全な消費生活を支える。	・令和3年度から啓発講座開催時には、聴覚障害されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多重債務を含めた消費生活相談の実施により、被害に遭った消費者を救済する両輪の取組で、消費者の健全な消費生活を支える。	—	維持(継続)	・より多くの市民に利用してもらえるよう、広報に取り組む。			●	09-2～③ (生活安全)	生活安全課																					

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策 名 題	策の 方向性 取組 項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所轄名														
										事業	施策	評価																			
基本理念：誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																															
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																															
基本施策8: 権利擁護、啓発・差別の解消																															
① 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進																															
① 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進	中事業	社会福祉関係団体補助金(地域福祉権利擁護事業補助金)		・市社協が実施する福祉サービス利用援助事業(成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業)に係る経費の一部を助成する。	(実績) ・契約件数 94件 ・補助額 4,418,000円 ・相談件数(R3) 1,738件	-	維持(継続)	-	●	05-2-②(地域福祉)	地域福祉計画	福祉課																			
② 障害者虐待への取組	中事業	権利擁護推進事業費 成年後見制度利用支援事業費(障害福祉費)		・成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な見識を背景に相談から対応まで一貫して体制的に行なうことで、市民の意見等の委託を受けた事業所で行なうことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。 ・市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申立てを行なう。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。	(実績) ・成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な見識を背景に相談から対応まで一貫して体制的に行なうことで、市民の意見等の委託を受けた事業所で行なうことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。 ・市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申立てを行なう。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。	・成年後見制度の市長申立について決定までに時間が要していること、またそれにより支援者の負担が軽減されないことが課題である。 ・成年後見制度の利用にあたり申立を行う親族がなじみ人を対象に市長申立を33件実施し、その後見制度の周知・啓発による情報促進を図る。 ・活動していない養成修習修了者や接種登録者に對して、生活支援センター・養成研修の受講動員や、地域のボランティア活動の窓口となる市協議の「むすぶ」を通じた活動案内など、市民後見人候補登録者等の知識やスキル向上を図る。	変更(新規・拡充・行革)	抜充	●	05-2-②(地域福祉)	地域福祉計画	北部福祉相談支援課																			
③ 諸害者虐待の防止や早期発見に向け、虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、「諸害者虐待防止センター」において常時の通報受付体制を確保し、市民等から通報があった場合には迅速な対応に努めます。	中事業	諸害者虐待防止対策事業費		・諸害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた諸害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。	(実績) ・諸害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた諸害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。	・諸害者虐待の防止の対策例にあたった「令和4年度通報・相談件数36件。うち、虐待認定1件」。 ・国の整備改定により、令和4年度から全てのサービス事業所に「虐待防止委員会」の設置等が義務付けられる。既存のネットワーク等(相談・就労・地域生活)の参加事業所に加えて、諸害児通所支援事業所も対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や今後必要となる対応等の周知・啓発を進めた。 ・周知方法として令和3年度は、緊急通報先を記載したウェットティッシュを作成し、窓口に設置した。	維持(継続)	・諸害者虐待の防止の対策については諸害者虐待防止センターでのJITによる人才培养や研修会との連携に取り組み、引き続き、支援体制の確保に努める。また、虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、各事業所ネットワーク会議で、引き続き「虐待防止委員会」の設置等についての研修を実施していく。	抜充	●	06-3-②(諸害者支援)	諸害者計画	障害福祉政策担当 南北諸害者支援課																		
④ 諸害者虐待の防止や早期発見に向け、虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、「諸害者虐待防止センター」において、被虐待者やその養護者に対する相談・支援等に取り組みます。また、被虐待者の安全の確保や虐待者に対する支援等も重要であるため、センターでのJIT・研修等による人材育成や関係機関との連携強化など支援体制の確保に取り組みます。	中事業	諸害者虐待防止対策事業費		・諸害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた諸害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。	(実績) ・諸害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた諸害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。	・諸害者虐待に係る通報件数やその対応件数は一定の水準で推移しており、引き続き、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上や緊急通報先の周知をしていく必要がある。	維持(継続)	・諸害者虐待に係る通報件数やその対応件数は一定の水準で推移しており、引き続き、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上や緊急通報先の周知をしていく必要がある。	抜充	●	06-3-②(諸害者支援)	諸害者計画	障害福祉政策担当 南北諸害者支援課																		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属
基本理念 ：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																
基本施策8：権利擁護、啓発・差別の解消																
② 理解・啓発活動及び差別解消	●「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」を毎年開催するとともに、イベントの実行委員会や参加メンバー等による交流活動等を通して、障害や障害のある人、必要な配慮等について、市民の理解促進に取り組みます。	中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費 (市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉))	・障害のある人と障害のない人の相互理解を進めるため、地元における交流の場として毎年開催しているので、平成29年度からは、提案型事業委託制度によりミーツ・ザ・福祉としてしてイベントの活性化を図っています。	「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」はコロナ禍での感染予防と考慮し、少人数かつ密接な距離の離れた個室でのものも様々なコンテンツ(声のないお店やバース新薦御殿など)を実施。イベントでは店舗や商品の販売、福祉キャラクターのほか、「パリア рамкахゲーム」、「声がないお店」、「ヒューマンライブラリー」等を開催。	・「ミーツ・ザ・福祉」は提案型事業委託制度を活用することで効率的な実施を継続しているが、同制度は原則3年間を上限とした制度で令和4年度以降だけではなく、企画段階から複数年をかけて考える機会や障害のある人が参加・活躍できる機会を創出し、そこに幅広い世代のボランティアが関わるなど多様な人が巻き込み実施していく。	維持(継続)	・「ミーツ・ザ・福祉」については、障害のある人とないとの交流の促進や相互理解を深めるとともに、更なる付加価値を生み出し、より良いイベントへとつなげていただけるよう、引き続き、事業の企画過程における実行委員会や市民等との協力を取り組む。また、これまでの成果等を振り返りつつ、新たな委託事業者の選定を行う。				●	●	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
		その他取組	ミーツ・ザ・福祉キャラバン！(福祉課の参画)	—	・イベント当日だけではなく、企画段階から園田地域の課員がわかりやすくある人と共に当日のイベントを作り上げたりなど、その他、チラシのボストン袋を障害のある人と達と一緒に行なうなど、跨県が障害のある人と積極的にやり取り交流を深めた。	—	維持(継続)	・今後も地域で障害のある人の交流の場を提供しながら、障害のある人の必要な配慮等について地域の理解促進に取り組んでいく。							園田地域課	
	人権啓発事業	中事業	人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の人権事業を行います。	・人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題ではなく、自分ごとに捉えられるよう、マジックパックを用いた会員登録、「地域の心や社会情勢から学ぶこと」などを通じて、市内各会場の開催日程を確認後、市内向け講座として実施する。会場の開催日程で市内向け講座として実施する。会場の開催日程で市内向け講座として実施する。	・人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題ではなく、自分ごとに捉えられるよう、マジックパックを用いた会員登録、「地域の心や社会情勢から学ぶこと」などを通じて、市内各会場の開催日程を確認後、市内向け講座として実施する。	・多様化する人権問題に対応するため、市民の気つきや学びにつながる講座、啓発等を実施。多くの会場で市内向け講座として実施する。	維持(継続)	・多様化する人権問題に対応するため、幅広く様々な人権問題を取り上げ市内での気つきや学びにつながる講座、啓発等を継続的実施していく。			●	●	02-1-② (人権尊重・多文化共生)	人権文化いきづくまちづくり計画	ダイバーシティ推進課 地域総合センター担当	
		中事業	人権啓発活動事業費	・人権啓発資料の発行(令和3年度テーマ「きこえないってどんなこと~聞こえない普通、聞こえる普通、普通~ってみんな同じ?~)」)	・毎年度テーマを選定し学校園を中心で広く市民に配布する啓発リーフレットを作成している。作成にあたっては子どもと保護者が一緒に学ぶことを意識するとともに令和3年度は聴覚障害者を主に聴覚障害者とのよし良いコミュニケーションの取り方について学習経験者と聴覚障害者から助言を得て作成した。また、障害を個人の問題ではなく社会の問題と考える社会モデルについて周知を図った。	・「人権」を身边に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるようテーマや内容を工夫する必要がある。	維持(継続)	・多様化する人権問題に対応するため、幅広く様々な人権問題を取り上げ市内での気つきや学びにつながる講座、啓発等を継続的実施していく。			●	●	02-1-② (人権尊重・多文化共生)	社会教育課		
	人権啓発活動事業費	中事業	人権啓発活動事業費	・人権教育に係る学習会や講演会等の実施(親子で人権学習「令和3年度・手話体験講座と映画鑑賞『聲の形』」)	・夏休みに親子を対象とする人権に関する学習会の提供を行なう。令和3年度は手話体験講座と映画鑑賞をテーマとした映画鑑賞会を実施し、受講者は聴覚障害について理解を深めることに寄与した。	・「人権」を身边に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるようテーマや内容を工夫する必要がある。	維持(継続)	・多様化する人権問題に対応するため、幅広く様々な人権問題を取り上げ市内での気つきや学びにつながる講座、啓発等を継続的実施していく。			●	●	02-1-② (人権尊重・多文化共生)	社会教育課		
		中事業	中央地区学びと活動推進事業	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を開催するとともに、必要に応じて「地域予算」を柔軟に活用していく。	・難波の梅(北難波皮)小学校には市内の聴覚障害者を主とする入生していることは学級(聴覚障害者のクラス)があり、令和3(2021)年度においてNPO法人尼崎ろうあ協会が協力して、学校が本校になる難波に地域の子どもと一緒に参加して手話で触れ、聴覚障害を身边に感じてもらう機会を作った。(講師:NPO法人尼崎ろうあ協会) 【夏休み楽しい子ども手話教室】(R3(2021) /8/24.5)	—	維持(継続)	・市民の人権意識の醸成に向け、引き続きダイバーシティ推進をはじめ他課との連携を図りながら、人権研修を実施していく。			●	●	01-1-① (地域コミュニティ・学び)	中央地域課		
	小田地区学びと活動推進事業	中事業	小田地区学びと活動推進事業	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を開催するとともに、必要に応じて「地域予算」を柔軟に活用していく。	・難波の梅(北難波皮)小学校には市内の聴覚障害者を主とする入生していることは学級(聴覚障害者のクラス)があり、令和3(2021)年度においてNPO法人尼崎ろうあ協会が協力して、学校が本校になる難波に地域の子どもと一緒に参加して手話で触れ、聴覚障害を身边に感じてもらう機会を作った。(講師:NPO法人尼崎ろうあ協会) 【夏休み楽しい子ども手話教室】(R3(2021) /8/24.5)	—	維持(継続)	・単発の講座実施で終わらせることなく、継続的な課題解決への取組につなげていくことが課題となる。			●		01-1-① (地域コミュニティ・学び)	小田地区課		
		中事業	大庄地区学びと活動推進事業	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を開催するとともに、必要に応じて「地域予算」を柔軟に活用していく。	・難波の梅(北難波皮)小学校には市内の聴覚障害者を主とする入生していることは学級(聴覚障害者のクラス)があり、令和3(2021)年度においてNPO法人尼崎ろうあ協会が協力して、学校が本校になる難波に地域の子どもと一緒に参加して手話で触れ、聴覚障害を身边に感じてもらう機会を作った。(講師:NPO法人尼崎ろうあ協会) 【夏休み楽しい子ども手話教室】(R3(2021) /8/24.5)	—	維持(継続)	・今回の事業実施結果の振り返りを行なうことで、継続開催の可能性を探っていく。			●		01-1-② (地域コミュニティ・学び)	大庄地区課		
	立花地区学びと活動推進事業費	中事業	立花地区学びと活動推進事業費	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を開催するとともに、必要に応じて「地域予算」を柔軟に活用していく。	・難波の梅(北難波皮)小学校には市内の聴覚障害者を主とする入生していることは学級(聴覚障害者のクラス)があり、令和3(2021)年度においてNPO法人尼崎ろうあ協会が協力して、学校が本校になる難波に地域の子どもと一緒に参加して手話で触れ、聴覚障害を身边に感じてもらう機会を作った。(講師:NPO法人尼崎ろうあ協会) 【夏休み楽しい子ども手話教室】(R3(2021) /8/24.5)	—	維持(継続)	・難波の梅(北難波皮)小学校には市内の聴覚障害者を主とする入生していることは学級(聴覚障害者のクラス)があり、令和3(2021)年度においてNPO法人尼崎ろうあ協会が協力して、学校が本校になる難波に地域の子どもと一緒に参加して手話で触れ、聴覚障害を身边に感じてもらう機会を作った。(講師:NPO法人尼崎ろうあ協会) 【夏休み楽しい子ども手話教室】(R3(2021) /8/24.5)			●		01-1-② (地域コミュニティ・学び)	立花地区課		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策 題 目 題 名	取組 方 向	取組 項 目	取組内容(第4期)			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方 向	次年度(今後)の取組	R5 主 要 事 業	R4 主 要 事 業	R3 主 要 事 業	事務 事 業	施 策 評 価	総合計画 体 系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名																																						
			基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																																																							
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																																										
基本施策8: 権利擁護、啓発・差別の解消																																																										
② 理解・啓発活動及び差別解消	① 理解の促進・啓発	中事業	武庫地区学びと活動推進事業費	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。	・武庫荘総合高校MCフォスティバル(教員・外部講師による放課後特別授業)にて、地域課との共催で高校生・地域住民を対象にバトライトアスロン選手としてオ、東京パラリンピックに出場した内尾敦子さんを講師に招き、障害者をテーマに「心豊かなまちづくり講演会」を実施し、人権意識の醸成を図った。	維持(継続)	・時世を捉えたテーマで誰もが参加でき、自分ごととして扱え導かれる講座を市民意識推進協議会を作りあげていく工夫が必要である。								●	01-1~②(地域コミュニティ・学び)		武庫地域課																																								
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまのくらし部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・自立支援協議会においては、新型コロナ感染拡大防止の為ビデオ通話などを利用した開催方法を採用。オンライン等を開拓できた。	—	維持(継続)	—						●	06-1~②(障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																																									
					・人権問題で市民啓発映画会(ハートフルシネマ)「視覚障がい者」をテーマとした映画を上映した。受講者の数は、コロナ禍で多くはないが、人権意識に対して期待する十分な効果が得られたと考える。													疾病対策課																																								
		中事業	自発的活動支援事業	・障害者やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域における理解の促進を図る。	・コロナ禍により募集を見送った。	—	維持(継続)	・コロナ禍で休止していた「自発的活動支援事業」を再開する。						●	06-2~④(障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当																																									
		中事業	学びと活動推進事業費(ふれあい学級事業)(中央)いきいき学級(肢能障害)	・障害のある人ない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、ふれあい学級を開催する。	・令和3年度実績:1回、11人・旧尼崎養護学校の卒業生で元日本代表の講師を招き、ユニバーサルスポーツの「ボッチャ」の体験を通じ、肢体不自由者に対する理解を深めるとともに健常者との交流を目的とした。	維持(継続)	・新型コロナ感染症の影響を受け、「あまよう」の生徒の参加がかなわず、充分な交流はできなかった。							●	01-1~②(地域コミュニティ・学び)	障害者計画	中央地域課																																									
		中事業	学びと活動推進事業費(ふれあい学級事業)(大庄)やまびこ学級(聴覚障害)	・障害のある人ない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、ふれあい学級を開催する。	・令和3年度実績:2回(午前・午後各1回)30人(午前・午後各15人)・午前は「和太鼓」の演奏を、午後からは「軽スポーツ」で体を動かすことによって、参加者同士の親睦や交流を深めることができた。	維持(継続)	・聴覚・言語障害者の方々を受け入れている事業所等とも連携を密にしながら、参加者のニーズを探り、講座への満足度を上げていくこと。							●	01-1~②(地域コミュニティ・学び)	障害者計画	大庄地域課																																									
		中事業	学びと活動推進事業費生涯学習推進事業ひかり学級	・障害のある人ない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、ふれあい学級を開催する。	・令和3年度実績:3回、約80人・隣がいる方にも、市民との取り組みについて心を開いてもらうことを目的に、尼崎市のSDGsの取り組みについての講座を行った。また、引きポイントカードを配布して、2回目以降の講座にかかる持参率を提升了。様々な学びを提供しつつ、ひかり学級以外のイクルーンの講座をきっかけに、ひかり学級外の学びの場にも参加するきっかけになると期待していると考える。	維持(継続)	・対象となる視覚障がい者が固定し、高齢化して開心を深めてもらうことを目的に、尼崎市のSDGsの取り組みについての講座を行った。また引きポイントカードを配布して、2回目以降の講座にかかる持参率を提升了。様々な学びを提供しつつ、ひかり学級外のイクルーンの講座をきっかけに、ひかり学級外の学びの場にも参加するきっかけになると期待していると考える。							●	01-1~②(地域コミュニティ・学び)	障害者計画	立花地域課																																									
		その他取組	阪神南青い鳥学級南支部尼崎教室	・兵庫県阪神教育事務所からの委託事業とし、運営委員会立ち上げ実施。立花地域課は事務局を担当している。芦屋市(芦屋公民館)西宮市(生涯学習企画課)尼崎市(立花地域課)3市交代で実施。(R3芦屋市、R4尼崎市、R5西宮市)	・芦屋市主催事業延べ41人(うち尼崎5人×3講座)	—	維持(継続)	・今和4年度は尼崎市が事務局を担当し阪神南青い鳥学級神支部尼崎教室を開催する予定である。						●	01-1~②(地域コミュニティ・学び)	障害者計画	立花地域課																																									
		中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費(福祉の手引き)	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布する。		—	維持(継続)	・今和4年度は尼崎市が事務局を担当し阪神南青い鳥学級神支部尼崎教室を開催する予定である。						●	06-1~②(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																																									
		中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていっため、地域課間連絡会で構成する障害者差別解消支援検討会を開催する。	・障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、相談対応事例の共有や啓発パンフレットの効果的な活用等について協議を進めた。	維持(継続)	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%(参考:平成29年7月 11.3%)。令和3年度に実施した市民意識調査で34.2%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的な配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることからも、一層の制度周知や啓発が求められる。						●	06-3~②(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																																										

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基 本 施 策 題 目 題 名	取組 方向性 方 向 性	取組 項目 取 組 項 目	取組内容(第4期)			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性 方 向 性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名																	
			事業 その他の 事業	事業名(取組名)	事業概要																																
基本理念：誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																																					
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																					
基本施策8: 権利擁護・啓発・差別の解消																																					
② 理解・啓発活動及び差別解消への取組の充実	②	●障害のある人が社会的壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう、障害者差別解消法の趣旨や重要性、障害の特性や必要な配慮等について、市民や事業者など地域への周知・啓発を進めます。また、障害者差別解消支援地域協議会を定期的に開催し、差別事例の共有やその解消に向けた取組、地域への効果的な啓発手法等について協議します。	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていきため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、相談対応事例の共有や啓発パンフレットの効果的な活用等について協議を進めた。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%（参考：平成29年7月 11.3%）、令和3年度に実施した市民意識調査で34.2%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。	維持（継続）	・障害者差別解消法や各制度の周知・啓発に向けては、啓発パンフレットの学校等への配布や市政府前講座を実施するなどに、引き続き協議会において、障害特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法や、今後3年以内に施行される改正法の民間事業者への周知方法等について協議していく。				●	●	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																				
			中事業	男女共同参画社会づくり関係事業費	男女共同参画社会づくりを効果的に推進するため、啓発等の事業を実施する。	・性的マイノリティ当事者とその関係者向けの「LGBT電話相談」を実施し第4火曜、20件)、自分のセクシリアティや職場外の人間関係、ミニフェスや音楽会等の店舗の情報について助言や情報提供を行つて、ハーナーシップ宣誓制度の協定により宣誓者の転出時の手続きを簡略化し(1件)、共通窓口を作成した。性の多様性啓発用のサポートブックを作成し、経営者協会、県住宅建協会、全市立小・中・高校等に広く周知した。	・ALLY（問題の解決に向けて共に歩み、主体的に行動する人）育成に向けた取組が不十分であり、取組を進める必要がある。	維持（継続）	・阪神7市1町「パートナーシップ宣言制度の取組」に関する協定書に基づき各市町の共通窓口を活用し、ALLY育成に向けた取組を実施する。 職員が性の多様性について相談できる外部相談窓口の設置や当該事業を教材とした職員研修の実施等に取り組む。	拡充			●	●	02-2-① (人権尊重・多文化共生)	人権文化いきづくまちづくり計画	ダイバーシティ推進課																				
●障害を理由とする差別の相談等に対して、障害福祉の窓口をはじめ、府内関係部局で適切に対応するとともに、相談内容や対応事例等の共有を図ります。また、必要に応じて、人権相談の窓口や兵庫県障害者差別解消相談センターに図けるなど、連携を図ります。	②	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていきため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、相談対応事例の共有や啓発パンフレットの効果的な活用等について協議を進めた。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%（参考：平成29年7月 11.3%）、令和3年度に実施した市民意識調査で34.2%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。	維持（継続）	・障害者差別解消法や各制度の周知・啓発に向けては、啓発パンフレットの学校等への配布や市政府前講座を実施するなどに、引き続き協議会において、障害特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法や、今後3年以内に施行される改正法の民間事業者への周知方法等について協議していく。				●	●	06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																					
			中事業	多文化共生社会推進事業費	・お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向かって、外国人統合相談窓口を開設し、教育や子育て、生活、コロナ、在留資格等、全庁的に連携し、横断的な支援を行つて(46件、延べ550件)、相談内容は、窓口による行政窓口の手続きに関するものが多く、特にペルナム語、中国語、英語の通訳支援のニーズが高いことが見えてきた。	・外国人統合相談窓口を開設し、教育や子育て、生活、コロナ、在留資格等、全庁的に連携し、横断的な支援を行つて(46件、延べ550件)、相談内容は、窓口による行政窓口の手続きに関するものが多く、特にペルナム語、中国語、英語の通訳支援のニーズが高いことが見えてきた。	維持（継続）	・相談員を週5日勤務とし、本庁外への同行支援を行なうなど窓口の体制強化を図る。また、外国人籍住民向けのアンケート調査を実施し、国籍や在住期間などの実状も意識しながら、実態とニーズの把握を行なう。 ・窓口の高いペルナム語に対応するため、家庭ごみペルナム語のペルナム語版を追つて、窓口内案内板の更新の際にニーズに沿った言語表示を行う。(令和4年度は日本語、英語、ペルナム語の表示)	拡充	拡充	新規	●	●	02-2-② (人権尊重・多文化共生)	人権文化いきづくまちづくり計画	ダイバーシティ推進課																					

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

基 本 計 画	基 本 方 向 性	取組 项目	取組 内容(第4期)			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成 果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主 要 事 业	R4 主 要 事 业	R3 主 要 事 业	事 業	施 策 评 価	総合計画 体系	分野別計画 (マスター・プラン)	担当所属名													
			取組 内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)																												
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																																	
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																	
基本施策9. 情報・コミュニケーション、行政等における配慮																																	
① 情報の利用のしやすさ 情報提供の充実	●障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報あまがさき」や「市議会だより」、「選挙のお知らせ」などの広報誌の点字・音声版を発行するとともに、福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」や「あまがさき介護保険だより」等について一部を点字で作成します。また、市のホームページの活用や情報支援に係る機器の導入など障害特性に配慮した情報取得の環境づくりに取り組み、一層の広報と利便性の向上に努めます。	中事業	点字あまがさき発行事業費	・毎月市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに「市報あまがさき」の内容を点取した「点字あまがさき」を希望者に届ける(平均17部)。	・市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考える。また、視覚障害がある人を対象としたものとしては、「声の広報」と併せて有効な手段として一定の効果が得られている。	—	維持(継続)	・視覚障害のある人を対象とした市政情報の提供及び共有という面において、必要性は高く、阪神間他都市も実施していることから継続して実施する。			●		行政運営1-1-①			広報課																	
		中事業	声の広報発行事業	・毎月市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに「市報あまがさき」の内容をCDまたはディジタル音書に収録した「声の広報」を希望者に届ける(月平均63部(内訳:ディジタル版50部、CD版13部))。	・発行部数は例年微減ではあるものの、市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考える。また、視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象とした有効な唯一の手段として一定の効果が得られている。	—	維持(継続)	・視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象とした市政情報の提供及び共有という面において、必要性は高く、阪神間他都市も実施していることから継続して実施する。			●		行政運営1-1-①			広報課																	
		その他取組	選挙のお知らせの作成	・市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに選挙立候補者の氏名等を収録したCD「選挙のお知らせ」や点取した「選挙のお知らせ」を希望者に届ける。	・音声版「選挙のお知らせ」市議:75部、県知事:68部、衆議院:75部・点字版「選挙のお知らせ」市議:82部、県知事:71部、衆議院:70部	—	維持(継続)	—								選挙管理委員会事務局																	
		中事業	議会事務局関係事業費 (議会だより発行事業)	・尼崎市議会だよりの発行のほか、視覚障害者に市議会情報を提供するため、点字版及び録音版尼崎市議会だよりを発行し、希望者に配付する。	・令和3年度の配付実績 <点字版>24部×5回=120部 <録音版>7本×5回=35本	—	維持(継続)	—								障害者計画	議会事務局総務課																
		中事業	介護予防普及啓発事業費	・介護予防普及啓発事業費	・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、点字版・CD版の作成・配付合計:点字160、CD220(6月・12月各点字80、OD110)	—	維持(継続)	—			●		07-1-① 高齢者支援	高齢者保健福祉計画・介護保険事業担当	介護保険事業担当																		
		中事業	介護保険制度普及啓発事業費	・介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。	・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、点字版・CD版の作成・配付合計:点字160、CD220(6月・12月各点字80、OD110)	—	維持(継続)	—			●		07-1-① 高齢者支援	高齢者保健福祉計画・介護保険事業担当	介護保険事業担当																		
		中事業	心身障害者(児)対策啓発事業	・市民に対する障害者への正しい理解と認識を深めるための事業を実施するほか、各種サービスの周知を図る。	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布している。	—	維持(継続)	—			●		06-3-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課																		
		中事業	インターネット活用事業費	・本市ホームページやSNSを通じて、積極的な情報の提供と説明を行うことにより、市民や事業者等と行政の情報共有化を図る。	・令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症関連情報の発信したため、アクセス数はやや減少したものとの高水準であった。 ・新型コロナウイルス感染症関連情報の効果的な発信のため、引き続きトップページに内部リンクを設定したほか、コロナ禍の新しい生活様式に合わせて、オンラインができる手続きをまとめた領域を設ける等の改修を実施した。	—	スマートフォンの普及に伴い、よりスマートフォンによる利用に即した情報提供等を行う必要がある。	変更(新規・拡充・行革)	・新型コロナウイルス感染症関連情報を効果的に発信するために、アクセス集中への対策を継続して行う。 ・デザインの刷新やカテゴリーの再構築等、スマートフォンの普及等に対応したホームページの改修や、市公式SNSなどの今日的な広報手段の改善と強化を進めること。 ・令和4年度の改修等実施後も、引き続き情報を探しやすいものとなるよう、ユーザビリティの向上に努める。			●	●	行政運営1-1-①		広報課																	
		中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。 (視覚障害)視覚障害者用ボーダブルコードマー、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計など (聴覚障害)聴覚障害者用情報受信装置など	・機器や用具の機能向上等に伴い、從前から日常生活用具の給付品目の追加等について要望を受けているため、近隣市の給付状況や先進市の取組事例の調査とあわせて、これまでの給付実績の分析や各品目の市場価格の把握を行なうなど見直しに向けた検討を進めた。	—	日常用具を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しでは行つていいため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。	変更(新規・拡充・行革)	・日常生活用具については、給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせた給付品目や公費負担限度額となるよう整理するとともに、当事者団体等とも協議しながら事業内容・スキームの見直しを進めいく。	拡充		●	●	06-3-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課																	
		中事業	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	・軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する。	・助成件数は、年々増減はあるものの、一定のニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発育の支援や保護者の経済的な負担軽減を図ることができた。	—	維持(継続)	・軽・中度難聴児補聴器購入費等助成は、早期の言語発達やコミュニケーション能力取得により、軽・中度難聴児の健全な発育の支援につながっているため、今後も継続して実施する。			●		06-3-① (障害者支援)		障害福祉課																		

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

課題 番号	施策の 方向性	取組項目	取組内容(第4期)		事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所員名																
			中事業 その他	事業名(取組名)																														
基本理念 ：誰がその人らしく、自立て安心に暮らすことができる共生社会の実現																																		
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																																		
基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮																																		
(1) 情報の利用のしやすさ	① 情報提供の充実																																	
(1) 情報の利用のしやすさ	② 意思疎通支援の充実																																	
(3) 講座の開催																																		

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

基 本 計 画	基 本 方 向 性	取 組 项 目	取組内容(第4期)	中事業その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主 要 事 業	R4 主 要 事 業	R3 主 要 事 業	事 業	施 策	総合計画体系	分野別計画(マスター・プラン)	担当所属名											
											事 業	評 価	総合計画体系	分野別計画(マスター・プラン)															
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立て安心して暮らすことができる共生社会の実現																													
重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																													
基本施策9. 情報・コミュニケーション、行政等における配慮																													
(2) 行政等における配慮	① 市職員等の理解と配慮	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等後援事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。			・市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採用職員を対象とした職員対応要領等の研修や手話研修を継続して開催した。			-	維持(継続)	・市職員の障害への理解・啓発に向けては、差別解消に関する各種制度や「職員対応要領」等を新任課長や新採用職員に対する必須研修として継続していくとともに、日々の業務の中でもがけるべき内容や具体例をまとめた職員ハンドブックを作成し、周知することを通じて、意識や対応力の向上を目指していく。			●	●	06-3-③(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課										
				・障害者雇用促進法及び本市の障害者活躍推進計画に基づき、障害者を会計年度任用職員として任用するハートフルオフィスup×3(アップスリー)事業など、障害のある職員が能力を発揮できるよう、職場の理解促進を図り、働きやすい職場環境を整える取組を進める。			・障害者活躍推進研修では、全所属長を対象に、合理的な配慮をテーマに30分の動画で実施した。・障害者週間(12/3-9)に合わせ、「合理的な配慮を学ぼう」をテーマに、事例を5日連続毎日替わりで厅内電子掲示板に掲載した(閲覧数:113-193件・延べ824件)。			-	維持(継続)	・障害者活躍推進計画の取組の一環として、所属長向けの合理的な配慮に係る研修や掲示板を活用した啓発活動、尼崎市版チャレンジ雇用ハートフルオフィスup×3Jの事業活動等により、合理的な配慮を知らない職員の割合は改善してきている。			●	●	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当										
		中事業	研修事業費	・職員が現在及び将来の担当職務を遂行し、その責任を果たしていくために必要な知識、技能及び問題解決能力等を習得する。また、人権意識の醸成やコミュニケーションアブリの徹底などの向上に向けた研修を実施し、職員の意識改革や能力形成を図る。			・市職員に対して、障害者差別解消法に規定する対応要領等に基づき、障害や障害のある人への理解促進や必要な配慮、手話や筆談等に関する研修に取り組んだ。・管理職のマネジメント研修において、障害特性や職場における合理的な配慮等についての内容も盛り込んでいる。・研修受講者を募集する際には、情報保障の必要かつ合理的な配慮を行う。			-	維持(継続)	・障害者差別解消法の概要をはじめ、「職員対応要領」や「手話」など障害の理解を深める研修について、引き続き、市新任役員や新採用職員を対象とした研修メニューとして、定期的に開催していく。・手話研修(希望制)を実施し、手話及び聴覚障害者に対する理解を深めていく。					行政運営2-1-①	人材育成基本計画	人材育成担当										
				・市職員等に対して、障害や障害のある人への理解促進や手話・筆談等に関する研修等を実施するとともに、情報支援に係る機器の導入や市が主催するイベント等の意思疎通支援者の配置を行うことで、適切な対応に取り組みます。			・市主催の講演会等における意思疎通支援者の配置について、当該事業費で対応した。(令和3年度:1件)			-	廃止	・市主催行事等に係る意思疎通支援者の配置など、合理的な配慮の提供についてとは、引き続き、職員研修等を実施し、今後は各担当所属での責務・対応をしていく。			行革	●	06-3-③(障害者支援)	障害者計画	障害福祉課										
	(2) 選挙に関する配慮	中事業	多文化共生社会推進事業費	・お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国人居住民に対して快適に生活や行動ができるよう、子どもを中心とした多文化共生社会の推進に向けた取組を進めます。			・市民向け及び職員向けに「やさしい日本語講座」を実施した。また、日本語教室において、外国籍住民に対して快適に生活や行動ができるよう、子どもを中心とした多文化共生社会の推進に向けた取組を進めます。			-	日本語学習のニーズが多様化(オンライン、受験対策、学習支援等)している。	維持(継続)	・日本語学習のニーズが多様化(オンライン、受験対策、学習支援等)している。			●	●	02-2-②(人権尊重・多文化共生)	尼崎市人権文化まちづくり計画	ダイバーシティ推進課									
				●点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動式支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票所内の設備・備品の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。			・投票所における投票環境の向上を図る。			-	維持(継続)	・引き続き、日本人向け「やさしい日本語講座」を実施するとともに、地域の日本語教室や国際交流センター等と連携し、子ども向け日本語学習の支援を進めます。							選挙管理委員会事務局										
		その他	投票環境の向上	その他			・投票所における投票環境の向上を図る。			-	維持(継続)	・管理者・代理者・庶務担当者向けの投票事務打合せにて、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、周知した。・市報やホームページで周知するとともに、指定施設等における不在者投票、郵便等による不在者投票の利用促進のため、周知した。							選挙管理委員会事務局										
				●投票用紙への記載が困難な選挙人に対して選挙事務に従事する職員が代理で投票を補助するなど、障害のある人や円滑に投票するための必要な支援について、各投票所の従事者に十分な周知等を回ります。また、指定施設等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。			・投票所における投票環境の向上を図る。			-	維持(継続)	・投票所における投票環境の向上を図る。																	